

## ごあいさつ

近年、社会環境の変化や障害者権利条約の改正などにより、障がいのある方のニーズは多様化しており、すべての障がいのある方が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障がいの有無によって分け隔てられることなく、共に支えあいながら暮らすことができる支援体制の構築を行い、地域共生社会の実現に向けた取り組みが必要であります。

和気町では、「地域であたりまえに暮らし、共に支え合い、心豊かに暮らせるまち」を基本理念とし、一人ひとりが障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重して社会の一員として互いに支え合いながら共に生きる社会の実現をめざしています。

国では、平成28年4月に「障害者差別解消法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正、平成30年4月の「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正など、障がいのある方を取り巻く法制度は大きく変化しています。

このたび、令和3年3月に策定した「第2次障がい者計画・第6期和気町障がい福祉計画・第2期和気町障がい児福祉計画」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、本町の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和6年度を初年度とした「第3次障がい者計画・第7期和気町障がい福祉計画・第3期和気町障がい児福祉計画」を策定しました。

本人の自己選択を尊重し、またすべての町民がお互いを尊重し、支え合い、自立して暮らせるまちを目指して、計画的に取り組んでまいりますので、町民の皆様や関係各位のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、「和気町障害者計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、事業所・関係機関の皆様には策定において貴重なご意見・ご提言をいただき心からお礼を申し上げますとともに、今後の計画の推進につきましても、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

和気町長 太田 啓補

# 目次

<b>第1部 総論</b> .....	1
<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	2
1 計画の概要.....	2
2 計画の策定・推進体制.....	6
<b>第2章 障がい者を取り巻く現状</b> .....	8
1 人口の状況.....	8
2 障害者手帳所持者の状況.....	9
3 地域資源の状況.....	13
4 アンケート調査の概要.....	16
<b>第2部 第3次障がい者計画</b> .....	29
<b>第1章 計画の基本的な方向</b> .....	30
1 基本理念.....	30
2 基本方針.....	30
3 基本目標.....	31
4 施策の体系.....	33
<b>第2章 施策の展開</b> .....	35
<b>基本目標1 地域で自立して生活できる基盤づくり</b> .....	35
<b>基本目標2 健やかな成長と健康づくりを支援する環境づくり</b> .....	39
<b>基本目標3 生きる力と豊かな心を育む人づくり</b> .....	43
<b>基本目標4 自分らしく働くことができる環境と居場所づくり</b> .....	47
<b>基本目標5 安心・安全に暮らせるまちづくり</b> .....	50
<b>基本目標6 共に認め合い尊重し合う社会づくり</b> .....	54
<b>第3部 第7期障がい福祉計画</b> .....	59
<b>第1章 令和8（2026）年度の数値目標</b> .....	60
1 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	60
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	60
3 地域生活支援の充実.....	61

4	福祉施設から一般就労への移行等 .....	62
5	発達障がいのある人等に対する支援 .....	63
6	相談支援体制の充実・強化等 .....	63
7	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 .....	65
<b>第2章</b>	<b>第7期計画の見込量 .....</b>	<b>66</b>
1	サービス見込量の推計方法 .....	66
2	障害者総合支援法に基づくサービス体系 .....	66
3	障がい福祉サービスの実績及び見込量 .....	67
4	地域生活支援事業 .....	78
<b>第4部</b>	<b>第3期障がい児福祉計画 .....</b>	<b>83</b>
<b>第1章</b>	<b>障がい児支援の提供体制の整備等 .....</b>	<b>84</b>
1	障がい児通所支援等の内容 .....	85
2	障がい児通所支援等の実績及び見込量 .....	86
<b>資料編</b>	<b>.....</b>	<b>89</b>

### 「障害」と「障がい」の表記について

障がい者福祉の用語について、「害」という漢字表記が一般的に否定的なイメージにつながることから、本計画書では、法律用語、固有名称を除いて「障がい」という表記をしています。

今後の町全体における表記の取扱いについては、まずは健康福祉課において試行的な対応を行い、その後全庁的な見直しについて検討を進めます。



# 第1部 総論

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画の概要

### (1) 計画策定の趣旨

本町では、「地域であたりまえに暮らし 共に支え合い 心豊かに暮らせるまち」を基本理念として、「和気町障がい者計画」を平成30(2018)年3月に、「第6期和気町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を令和3(2021)年3月に策定し、障がい者施策を総合的・計画的に推進してまいりました。

国では、障害者基本法第11条第1項に基づき策定した「障害者基本計画(第4次)」(以下「第4次計画」という。)によって障害者施策に取り組んできましたが、第4次計画が令和4(2022)年度に満了となるため、令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間を対象期間とする「障害者基本計画(第5次)」(以下「第5次計画」という。)を策定しました。

第5次計画は、2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承や、「社会情勢の変化」が追記されており、新型コロナウイルス感染症への対応やSDGsの視点、情報アクセシビリティ(向上に向けた新技術の利活用)等への言及が追記され、それらを踏まえて策定されています。

この第5次計画は障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国が講ずる障がい者のための施策の最も基本となる計画と位置づけられています。

本町では、「和気町障がい者計画」と「第6期和気町障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」が、令和5(2023)年度をもって計画期間を終了します。そのため、こうした国の制度改正を十分に踏まえながら、障がい者を地域で包み込み、共に生きる共生社会の指針となる計画を策定し、実践していく必要があります。本町における障がい者施策の基本指針として、障がい福祉の充実に向けた各種施策の方向性を明らかにするとともに、児童福祉法の一部改正に伴い、障がい児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「和気町第3次障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」(以下、「本計画」)を策定します。

#### ○対象とする障がい者(児)

「障害者基本法」において「障害者(児)」とは、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」と定義されています。また、平成25(2013)年4月に施行された「障害者総合支援法」では、難病等も計画の対象となりました。この計画では、「障害者総合支援法」に基づき、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人、難病患者など日常生活や社会生活において支援を必要とするすべての人を対象としています。

## ■障がい者をめぐる主な社会動向

年度	事項	概要
平成 19	障害者権利条約に署名	・障がい者に関する初めての国際条約
平成 21	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を拡大
平成 23	障害者基本法の改正	・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24	障害者虐待防止法の施行	・虐待の定義、防止策を明記
平成 25	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設などへの物品等の需要の推進
平成 26	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取組の義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（「障害児福祉計画」の策定） ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援
令和元	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化（地方公共団体） ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和2	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定制度）の創設
令和3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大（国や自治体のみから民間事業者も対象に）
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進（障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする）

## (2) 計画の位置づけ

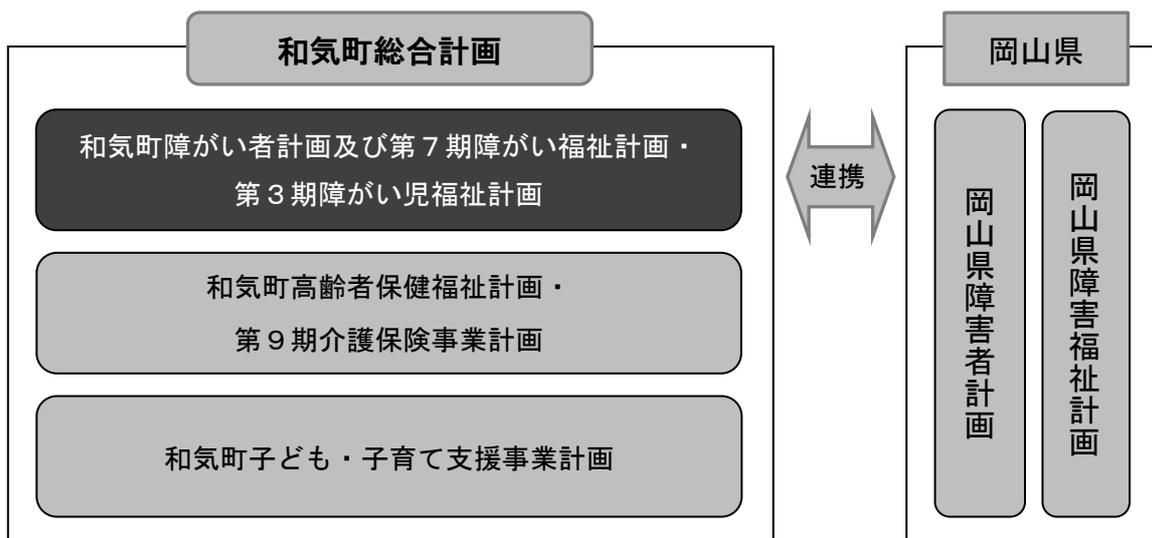
### ① 法的位置づけ

和気町障がい者計画は、障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画として位置づけます。  
また、障がい福祉計画は障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画、障がい児福祉計画は児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画と位置づけます。

### ② 関連計画との整合性

本計画は「和気町総合計画」と整合を図るとともに、「和気町高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」「和気町子ども・子育て支援事業計画」等の各種計画や、岡山県の「岡山県障害者計画」「岡山県障害福祉計画」の内容を踏まえ策定します。

#### ■ 計画の位置づけと関連計画



### (3) 計画期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。ただし、「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」に関する部分については、令和8（2026）年度末までの計画期間として目標値を設定し、そこにいたるまでのサービス必要量等を定めることにします。

#### ■計画の期間

令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
<b>和気町第3次障がい者計画</b> 〈令和6（2024）年度～令和11（2029）年度〉					
第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画 〈令和6（2024）年度～令和8（2026）年度〉			第8期障がい福祉計画・ 第4期障がい児福祉計画 〈令和9（2027）年度～令和11（2029）年度〉		

## 2 計画の策定・推進体制

### (1) 策定体制

#### ①和気町障害者計画策定委員会

本計画は、関係団体の代表や有識者、町民、行政の代表者等からなる「和気町障害者計画策定委員会」において、内容を審議・検討し策定しました。

#### ②庁内検討

庁内関係各課において、現行計画の施策・事業の実施状況を点検・評価するとともに、障がい福祉施策を検討しました。

#### ③事務局

健康福祉課が事務局となり、和気町障害者計画策定委員会及び検討の庶務を行うとともに、アンケート調査の実施や各種統計資料の整理・分析、計画素案の作成など、計画策定全般にかかる事務を行いました。

#### ④岡山県との連携

本計画の策定にあたっては、岡山県との調整を図るため、県との協議や調整などを行いながら策定作業を進めました。

#### ⑤当事者等の意見の反映

本計画を策定するにあたり、障がい者及び一般町民、サービス提供事業所を対象に、生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向、就労や教育、介護者の状況、今後のサービス提供体制などを把握するためにアンケート調査を実施し、さらに当事者に対するヒアリング調査からのご意見を計画に反映しました。また、計画案についてはパブリックコメントを実施し、町民からの幅広い意見聴取を図りました。

## ( 2 ) 推進体制

### ①町の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら執行体制をさらに強化し、本計画を推進します。

また、障がい福祉計画の確実な運営と円滑な推進を図るために、健康福祉課が事務局となり、毎年、本計画の実施状況を点検・評価し、その結果を町ホームページ等で公表します。必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。

### ②圏域での連携

岡山県及び東備圏域内の市町とも連携を図りながら、障がい者団体、指定相談支援事業者、サービス事業所等の福祉関係者、構成市町関係各課の担当者等で構成される「東備地域自立支援協議会」を設置し、相談支援、権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を行い、幅広い意見交換を図るとともに、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

そのほか、障がい福祉施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉にかかわる各種資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努め、安定したサービスを提供していきます。

### ③行政職員の資質向上

複雑・多様化する町民ニーズに対し、柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じ、行政職員の障がい者への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

### ④関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外のさまざまな関係施設等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえるよう、有機的な連携体制づくりをめざします。

また、障がい者が身近で役立つような情報が得られるよう、さまざまな支援や啓発活動を実施するボランティアや障がい者団体に情報交換や協力を求めながら、計画を推進します。

### ⑤計画の普及・啓発

本計画について、計画書のほか、広報紙やホームページ、パンフレット等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識をもっていただくために、町内会や民生委員・児童委員などを通じて、各地域での具体的な取組や活動事例などを紹介していきます。

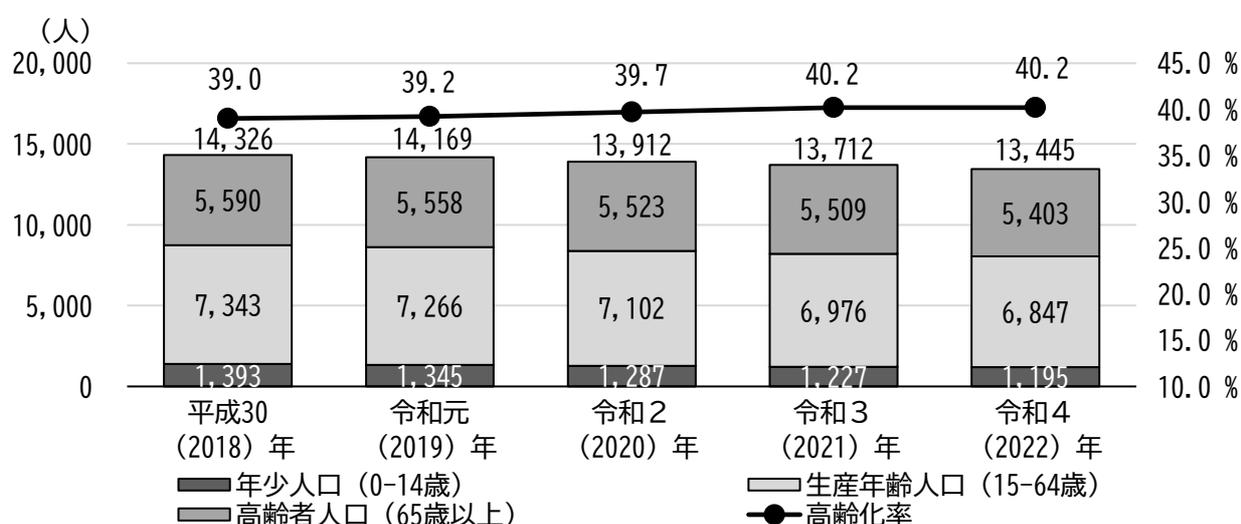
# 第2章 障がい者を取り巻く現状

## 1 人口の状況

本町の人口は減少傾向にあり、令和4（2022）年度9月末現在の人口は13,445人となっています。平成30（2018）年度から令和4（2022）年度の5年間で881人減少しています。

年齢3区分別にみても、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）ともに減少し続けています。

### ■年齢3区分別人口の推移



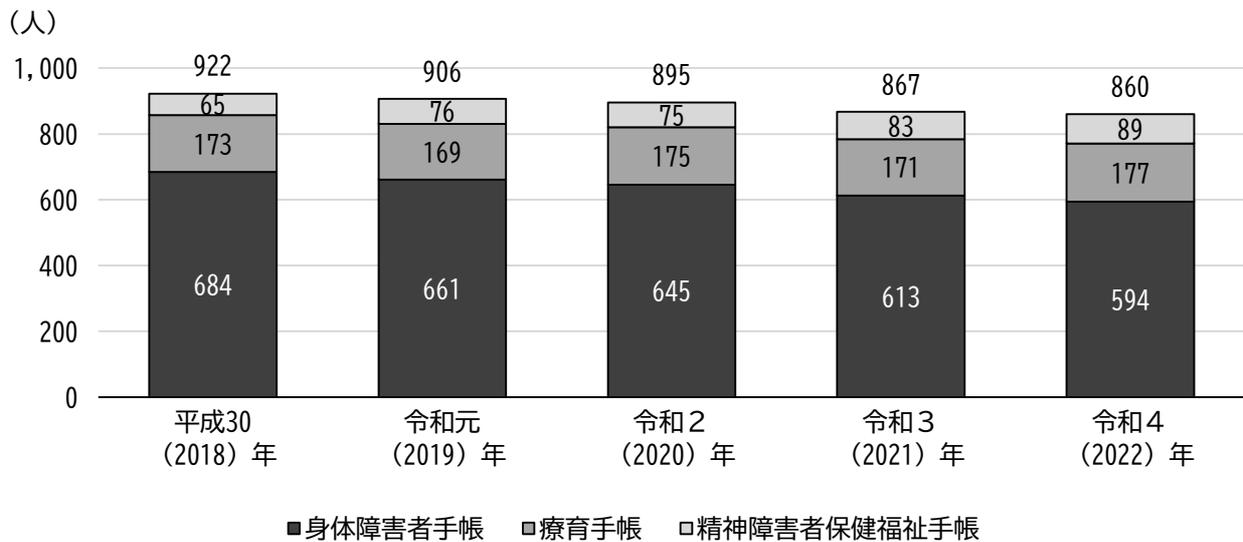
資料：住民基本台帳（各10月末現在）

## 2 障害者手帳所持者の状況

### (1) 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者数の推移をみると、総数では平成30（2018）年度以降減少傾向にあり、令和4（2022）年度現在860人となっています。手帳種別にみると、身体障害者手帳所持者はやや減少傾向にあり、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者は増減を繰り返しています。

#### ■障害者手帳所持者数の推移



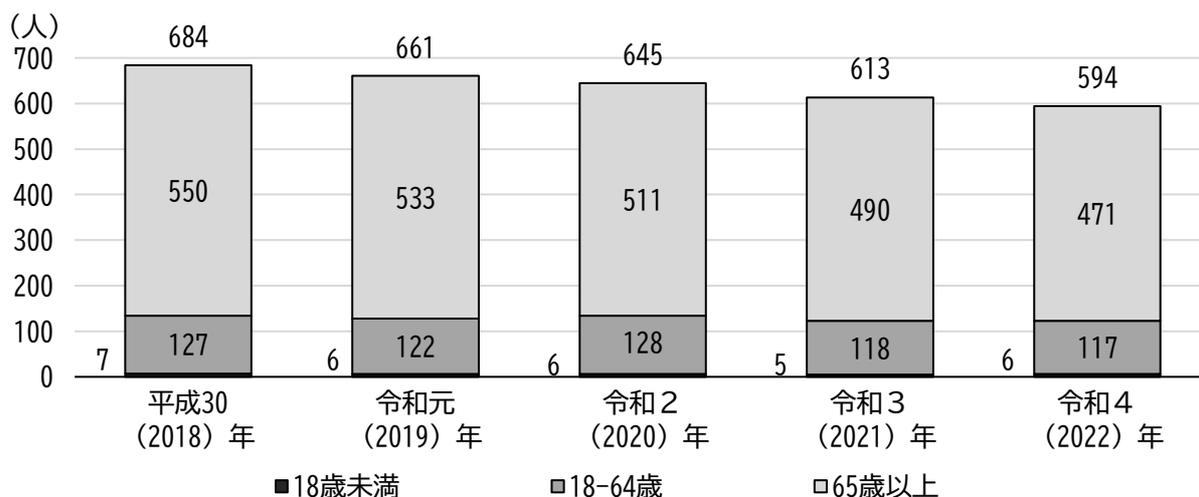
資料：健康福祉課（各年度末現在）

## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

本町における身体障害者手帳所持者数は、平成30(2018)年度以降増加しており、令和4(2022)年度末時点で594人となっています。また、年齢別で見ると、65歳以上が8割程度となっています。

等級別にみると、「1級」が最も多く、また障がい区分別にみると、「肢体不自由」及び「内部障がい」が大きな割合を占めています。

### ■身体障害者手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年度末現在）

(単位：人)

		平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
等級別	1級	216	212	207	195	188
	2級	88	78	80	79	75
	3級	102	101	98	96	90
	4級	185	182	176	161	157
	5級	40	39	38	36	39
	6級	53	49	46	46	45
障がい区分別	視覚障がい	34	31	35	35	32
	聴覚・平衡機能障がい	51	47	44	46	47
	音声・言語・そしゃく 機能障がい	9	7	7	6	7
	肢体不自由	355	339	326	300	285
	内部障がい	235	237	233	226	223

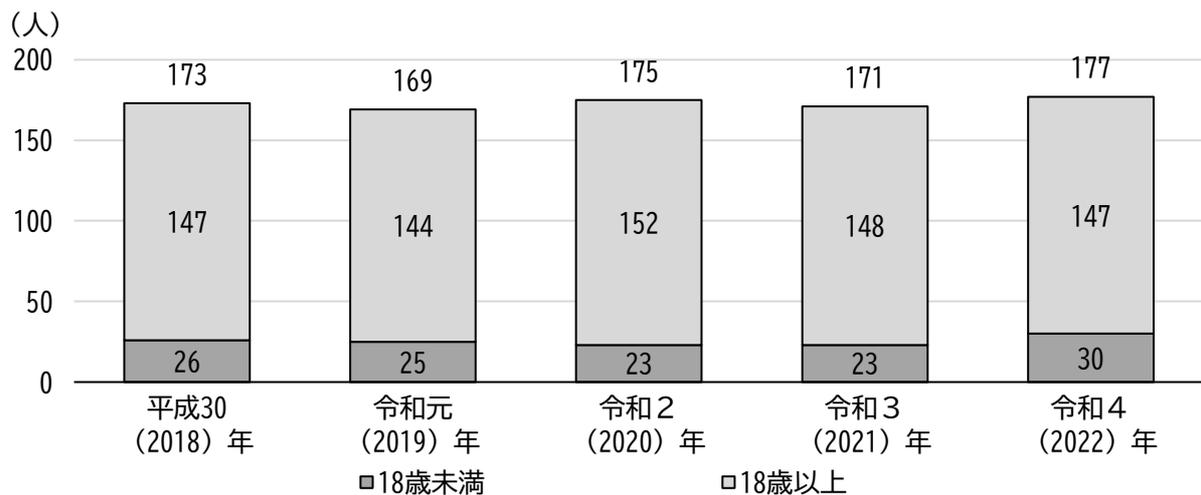
資料：健康福祉課（各年度末現在）

### (3) 療育手帳所持者の状況

本町の療育手帳所持者数は平成30(2018)年度以降緩やかな増減傾向にあり、令和4(2022)年度末現在で177人となっています。年齢別にみると、18歳以上が8割以上となっています。

等級別にみると、療育手帳B(軽度・中度)を所持している割合が全体の約6割となっています。

#### ■療育手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年度末現在）

(単位：人)

		平成30 (2018)年	令和元 (2019)年	令和2 (2020)年	令和3 (2021)年	令和4 (2022)年
等級別	療育手帳A	66	67	69	67	69
	療育手帳B	107	102	106	104	108
合計		173	169	175	171	177

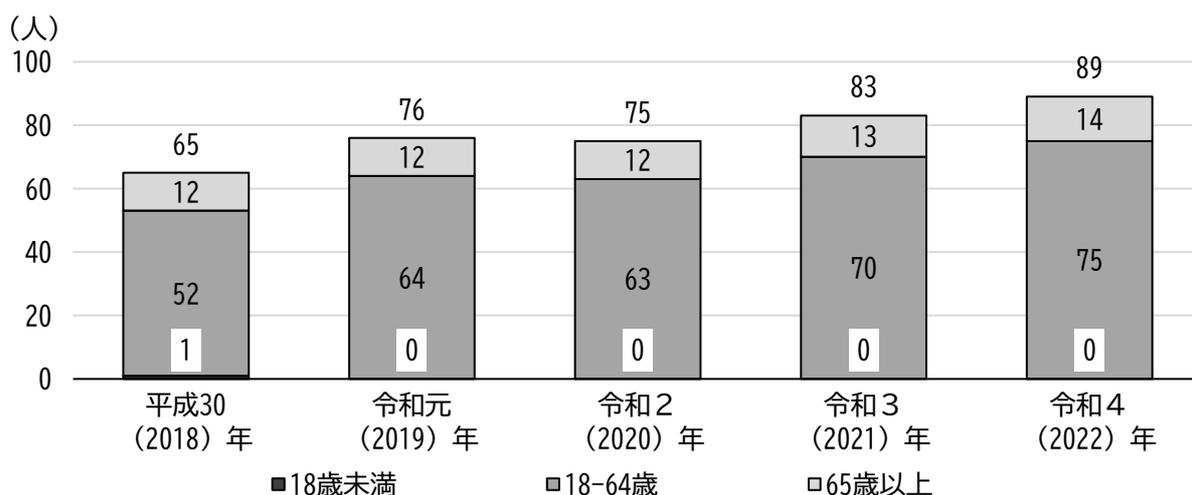
資料：健康福祉課（各年度末現在）

#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4（2022）年度末現在で89人となっています。平成30（2018）年度から令和4（2022）年度の5年間で24人増加しています。

等級別にみると、「2級」が全体の8割以上を占めています。

##### ■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：健康福祉課（各年度末現在）

（単位：人）

		平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年
等級別	1級	3	2	3	5	4
	2級	56	65	64	69	75
	3級	6	9	8	9	10
合計		65	76	75	83	89

資料：健康福祉課（各10月末現在）

#### (5) 自立支援医療（精神通院医療）の状況

自立支援医療費受給者数をみると、「更生医療」受給者は平成30（2018）年度以降、概ね横ばい傾向にあります。「精神通院医療」については、増減傾向となっています。

（単位：人）

	平成30 (2018) 年	令和元 (2019) 年	令和2 (2020) 年	令和3 (2021) 年	令和4 (2022) 年
更生医療	45	50	58	59	56
育成医療	0	0	0	0	0
精神通院医療	177	176	215	209	203
うち未成年	0	0	0	0	0

資料：健康福祉課（各10月末現在）

### 3 地域資源の状況

#### (1) 障がい福祉サービス等提供事業所

##### ①障がい福祉サービス

和気町・赤磐市・備前市の障がい福祉サービス提供事業所の設置状況は以下のとおりです。

##### ■障がい福祉サービス提供事業所の状況

(単位：か所)

事業名	和気町	赤磐市	備前市
居宅介護	3	5	7
重度訪問介護	2	2	6
同行援護	1	1	1
行動援護	1	0	0
重度障害者等包括支援	0	1	0
生活介護	6	7	3
自立訓練（機能訓練）	1	0	0
自立訓練（生活訓練）	1	0	1
就労移行支援	0	0	0
就労継続支援A型	1	2	2
就労継続支援B型	3	4	6
療養介護	0	0	0
短期入所	3	3	1
共同生活援助	3	5	4
施設入所支援	2	0	0
相談支援	3	6	3
児童発達支援	1	6	4
放課後等デイサービス	1	9	7
医療型児童発達支援	0	0	0
保育所等訪問支援	0	2	0
障害児相談支援	3	5	4

資料：健康福祉課（令和5（2023）年9月末現在）

## ②地域生活支援事業

和気町・赤磐市・備前市の地域生活支援事業の提供事業所は以下のとおりです。

### ■地域生活支援事業提供事業所の状況

(単位：か所)

事業名	和気町	赤磐市	備前市
相談支援事業	3	6	3
移動支援事業	2	3	6
地域活動支援センターⅢ型	1	1	0
日中一時支援事業	1	5	3

資料：健康福祉課（令和5（2023）年9月末現在）

## （2）相談支援・地域ケア体制

### ①障害者相談支援事業所

障がい者の自立した社会生活の実現を目的として、障がい者等からの相談に応じ、情報提供・助言や必要な援助の提供を行うとともに、虐待防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助等を行っています。

本町では1か所の相談支援事業所に委託しています。

### ②東備地域自立支援協議会

相談支援体制をはじめとする障がい者支援のシステムづくりにおいて中核的な役割を果たす協議の場です。

現在は和気町、備前市の1市1町で共同設置しており、専門部会を立ち上げ地域全体の課題及び問題解決に取り組んでいます。

### ③障害者地域活動支援センター

通所による創作的活動、生産活動の場や社会交流活動の機会を提供するなど、地域での社会参加を支援しています。町内に1か所設置されています。

### ④岡山障害者就業・生活支援センター

就職や職場適応など就業面の支援と、生活習慣の形成や日常生活の管理など生活面の支援が必要な障がい者に対して一体的かつ総合的な支援を提供しています。

### ⑤身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員

#### [身体障害者相談員]

身体障がい者、またはその家族からの相談に応じ、関係機関と協力して問題解決にあたるため、町から委嘱されて活動しています。

#### [知的障害者相談員]

知的障がい者、またはその家族からの相談に応じ、必要な助言、支援を行うとともに、施設入所や就学・就職などについて関係機関との連絡にあたるため、町から委嘱されて活動しています。

#### [精神障害者相談員]

精神障がい者、またはその家族からの相談に応じ、関係機関と協力して問題解決にあたるため、今後設置を検討します。

### ⑥民生委員・(主任)児童委員

障がい者や地域の要支援者などの自立を援助、支援するとともに、関係機関と協力して地域福祉の増進に努めるため、町内各地区の方が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

## 4 アンケート調査の概要

### (1) 実施概要

#### ①調査の目的

本調査は、「和気町第3次障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定するにあたり、障がい者の実情やニーズを把握し、計画策定の基礎資料として障がい者福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

#### ②調査の概要

	障がい者対象調査	町民対象調査	事業所対象
調査対象者	和気町に住んでいる、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の方など	和気町内にお住まいの18歳以上の町民	和気町の利用者が主に利用されているサービス提供事業所
調査数	640名	1,000名	52件
調査方法	郵送による配布、郵送による回収		
調査票回収数	338件	411件	32件
有効回収率	52.8%	41.1%	61.5%

#### 【調査集計にあたっての留意事項】

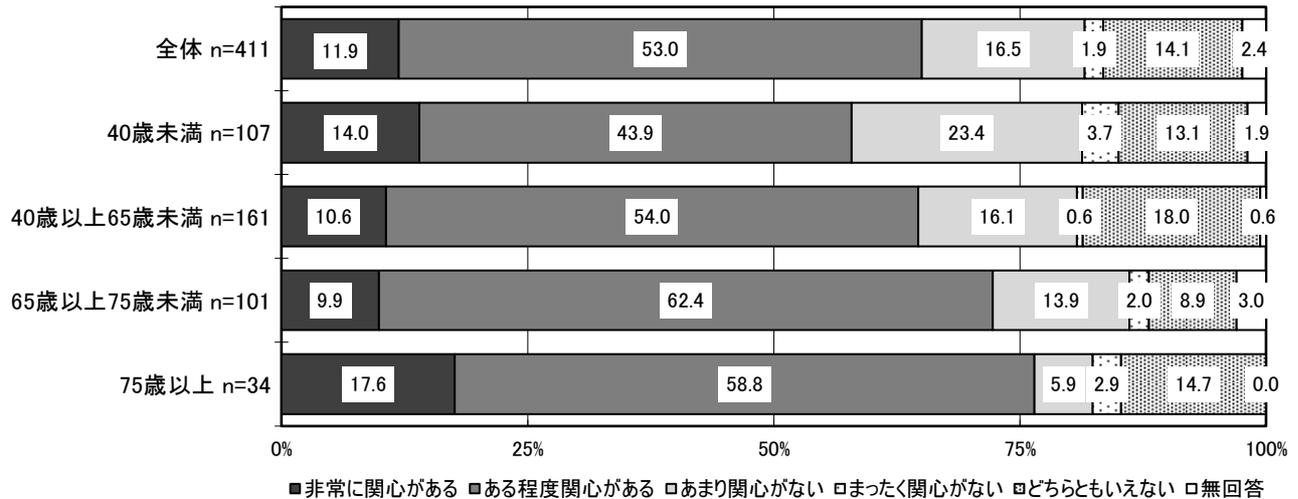
- 回答結果は小数点第2桁目を四捨五入しています。この関係で、単回答（複数の選択肢からひとつだけを選ぶ形式）の合計値がちょうど「100.0」にならない場合があります。
- 複数回答（2つ以上の回答を選ぶ形式）における割合についての単位はパーセントとしています。この場合、回答は有効サンプル数全体に対して各々の割合を示すものであり、各選択肢の回答を合計しても「100.0」とはなりません。
- 「N」「SA」「MA」は、それぞれ
  - 「N」 = サンプル数のこと
  - 「SA」 = 単回答のこと（Single Answerの略）
  - 「MA」 = 複数回答のこと（Multiple Answerの略）を示します。

## (2) 主な調査結果

### ①障がい者の福祉への関心【町民対象調査】

障がい者の福祉についての関心については、概ね、年齢が高いほど、障がい者の福祉への関心が高くなっています。

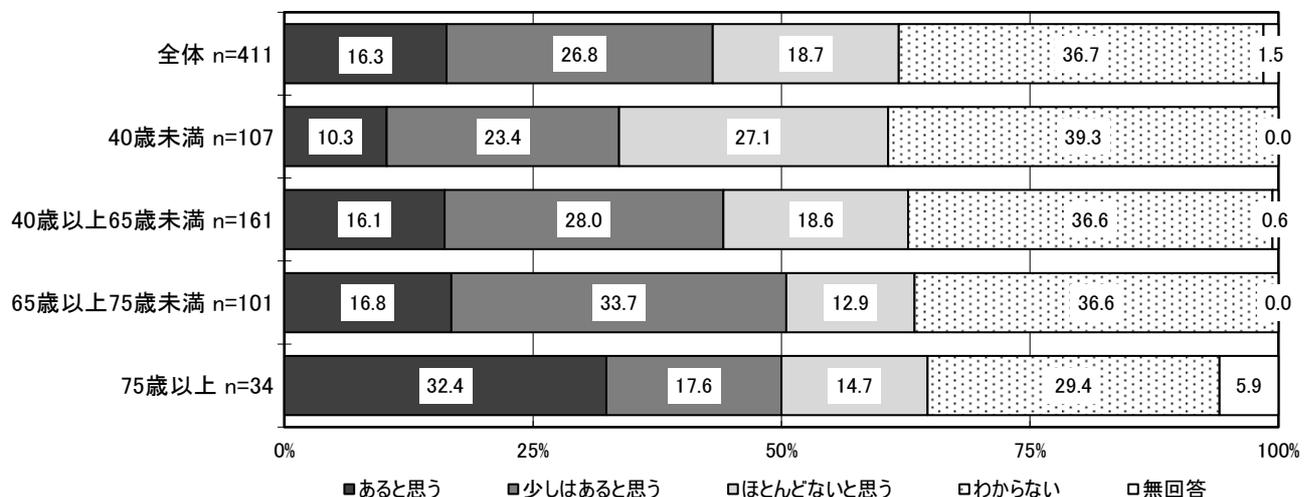
【あなたは、障がい者の福祉について関心をお持ちですか。】



### ②障がい者に対する理解【町民対象調査】

和気町での障がいを理由とする差別や偏見について、概ね年齢が高いほどに差別や偏見あると感じていることがうかがえます。

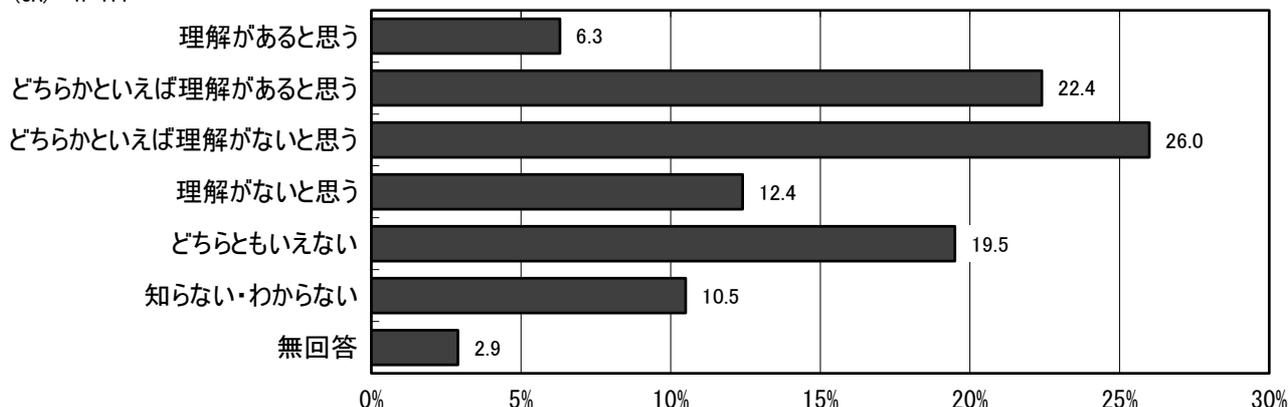
【あなたは、和気町では障がい者に対し、障がいを理由とする差別や偏見があると思いますか。】



発達障がいについて社会の理解度について、「理解がある」が約3割、「理解がない」が約4割となっており、発達障がいへの理解は感じていない人の方が多いことがうかがえます。年齢別で見ると「75歳以上」は他の年代に比べて、「知らない・わからない」の割合が高くなっています。

【あなたは、発達障がいについて社会の理解があると思いますか。】

(SA) n=411



【年齢別】

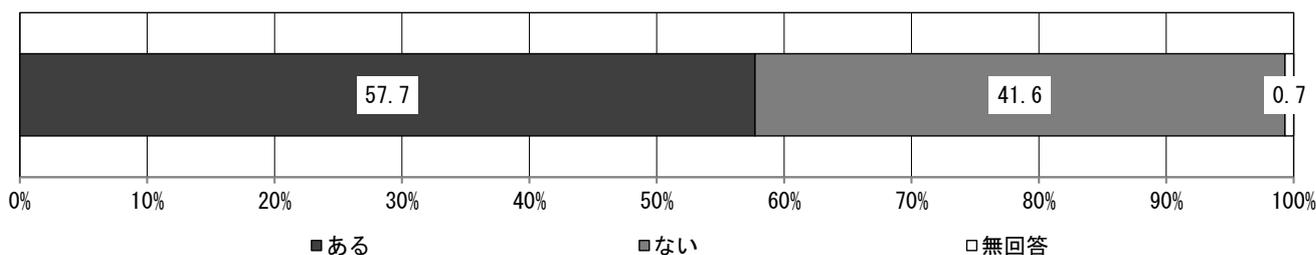
	年齢別				
	全体 n=411	40歳未満 n=107	40歳以上65歳未満 n=161	65歳以上75歳未満 n=101	75歳以上 n=34
理解があると思う	6.3	9.3	3.1	7.9	5.9
どちらかといえば理解があると思う	22.4	26.2	25.5	17.8	14.7
どちらかといえば理解がないと思う	26.0	23.4	27.3	26.7	29.4
理解がないと思う	12.4	17.8	9.9	9.9	14.7
どちらともいえない	19.5	11.2	22.4	25.7	14.7
知らない・わからない	10.5	10.3	8.7	9.9	20.6
無回答	2.9	1.9	3.1	2.0	-

### ③障がい者への支援・ボランティアなど【町民対象調査】

障がい者への支援・ボランティアについて、障がい者の手助けをした経験がある人は半数以上いることがうかがえます。

【あなたは、障がい者と気軽に話したり、障がい者の手助けをしたことがありますか？】

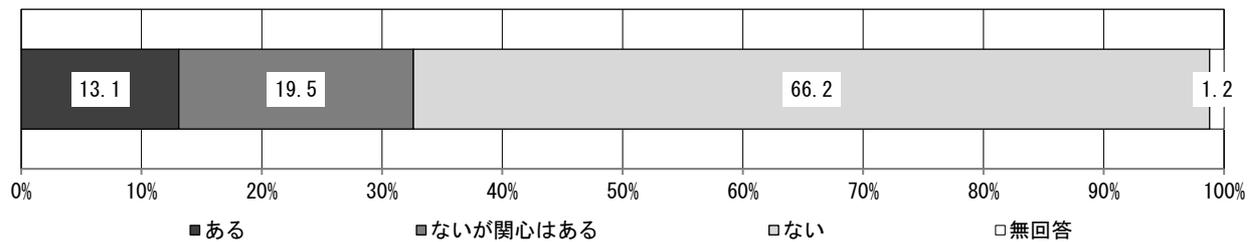
(SA) n=411



障がい者を対象とするボランティア活動をしたことがあるかについて、「ある」が13.1%、「ないが関心はある」19.5%、「ない」66.2%と回答がありました。「ないが関心はある」と「ない」と回答した方に、活動へ参加するためには何が必要だと思いますかと聞いたところ、「気軽に参加できる雰囲気」の割合が一番高く、次いで「活動の内容のわかりやすい説明」「ボランティア活動の情報」が高くなっています。参加するために必要なこととしては、雰囲気づくりとさまざまな情報提供が重要であることがうかがえます。

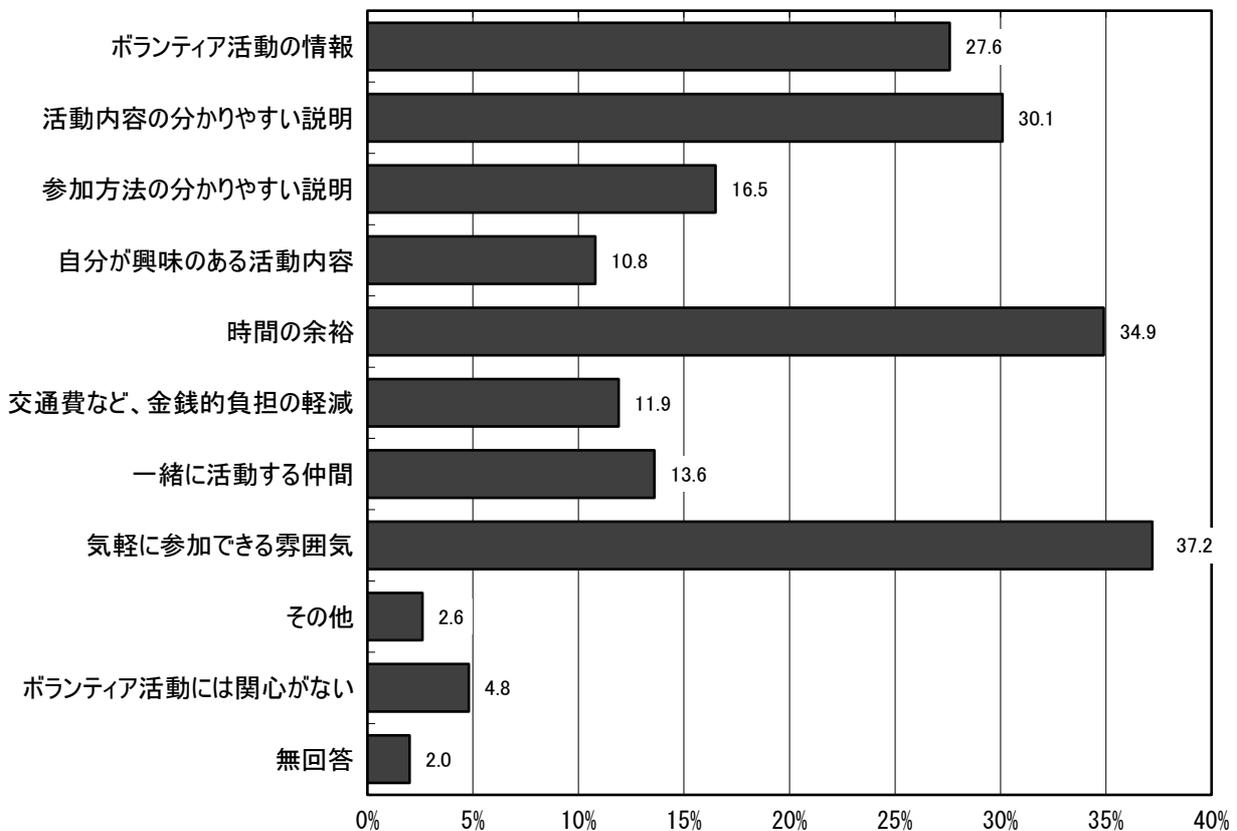
【あなたは、障がい者を対象とするボランティア活動をしたことがありますか。】

(SA) n=411



【活動に参加するためには何が必要だと思いますか。】

(MA) n=352

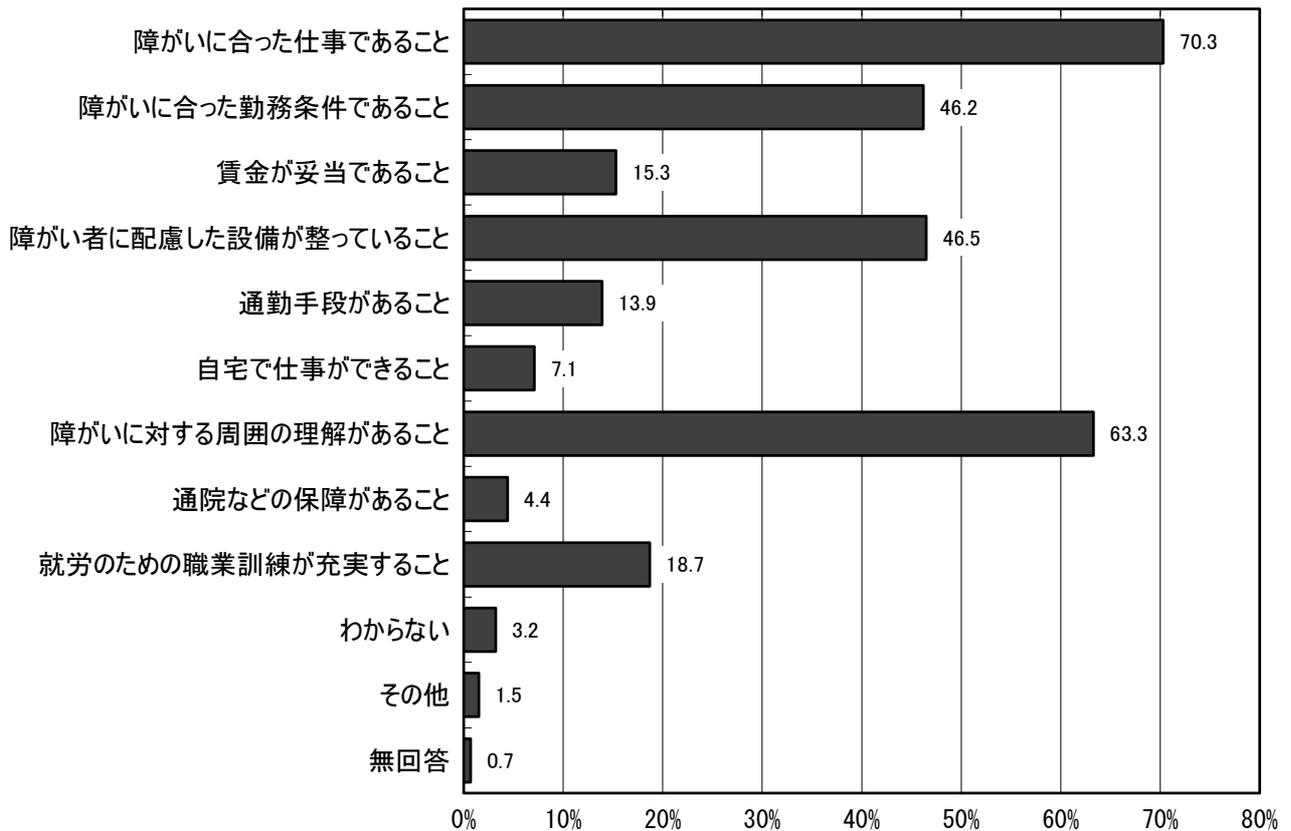


#### ④障がい者の就労【町民対象調査】

障がい者の就労でどのような条件が必要だと思うかについて、「障がいに合った仕事であること」「障がいに対する周囲の理解があること」「障がい者に配慮した設備が整っていること」「障がいに合った勤務条件であること」の割合が高く、就労環境についての項目が高いことがうかがえます。本人の適性と、周囲の理解が必要となります。

【あなたは、障がい者が働くために、どのような条件が必要だと思いますか。】

(MA) n=411

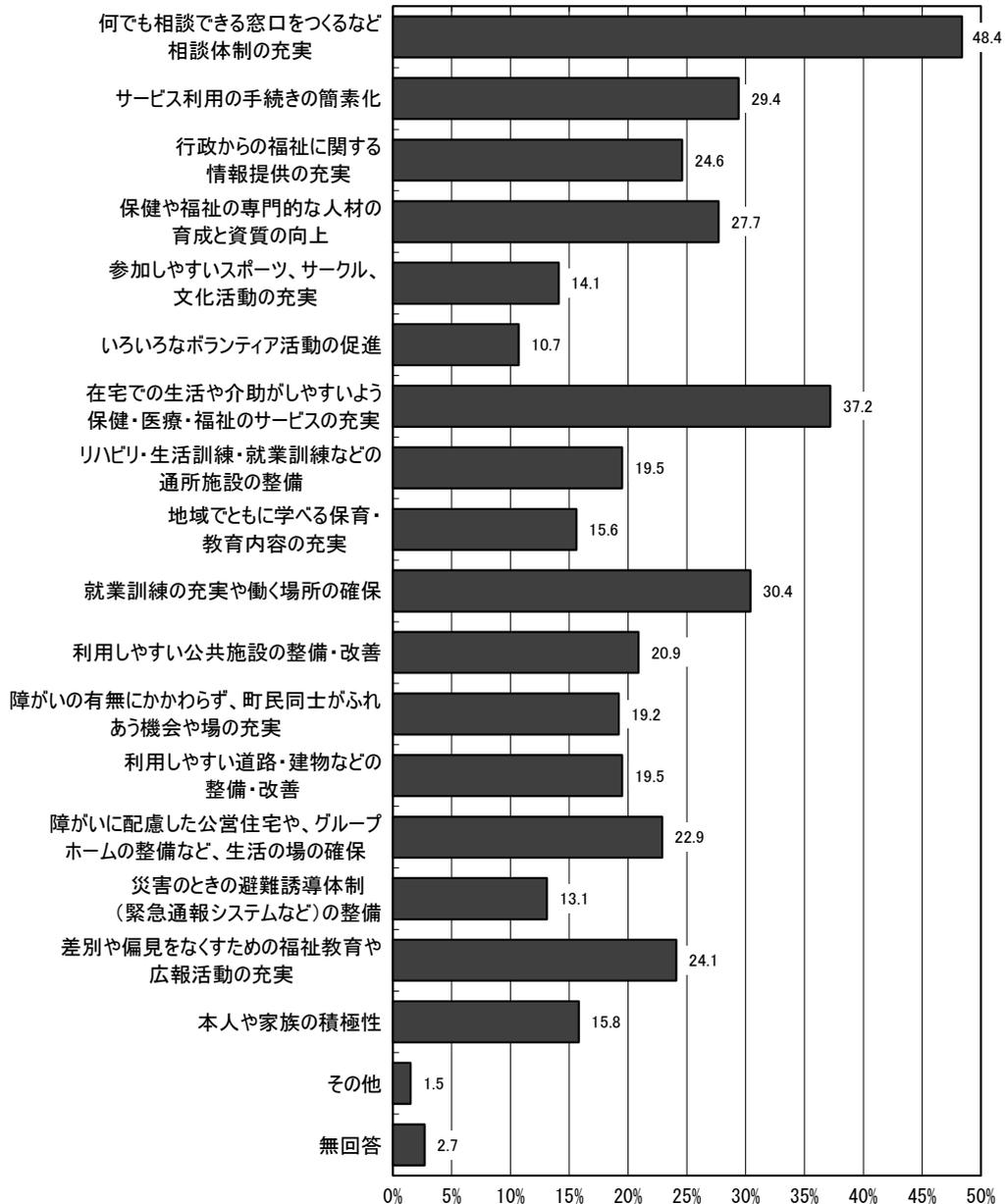


## ⑤障がい者に対する和気町の施策について【町民対象調査】

障がい者にとって暮らしやすい町になるために、町の施策で必要なこととして、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」や「在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」などに高い回答があり、地域や身近なところで取り組めることへの啓発が必要であることがうかがえます。

【和気町が障がい者にとって暮らしやすいまちになるには、  
どのようなことが必要だと考えますか。】

(MA) n=411

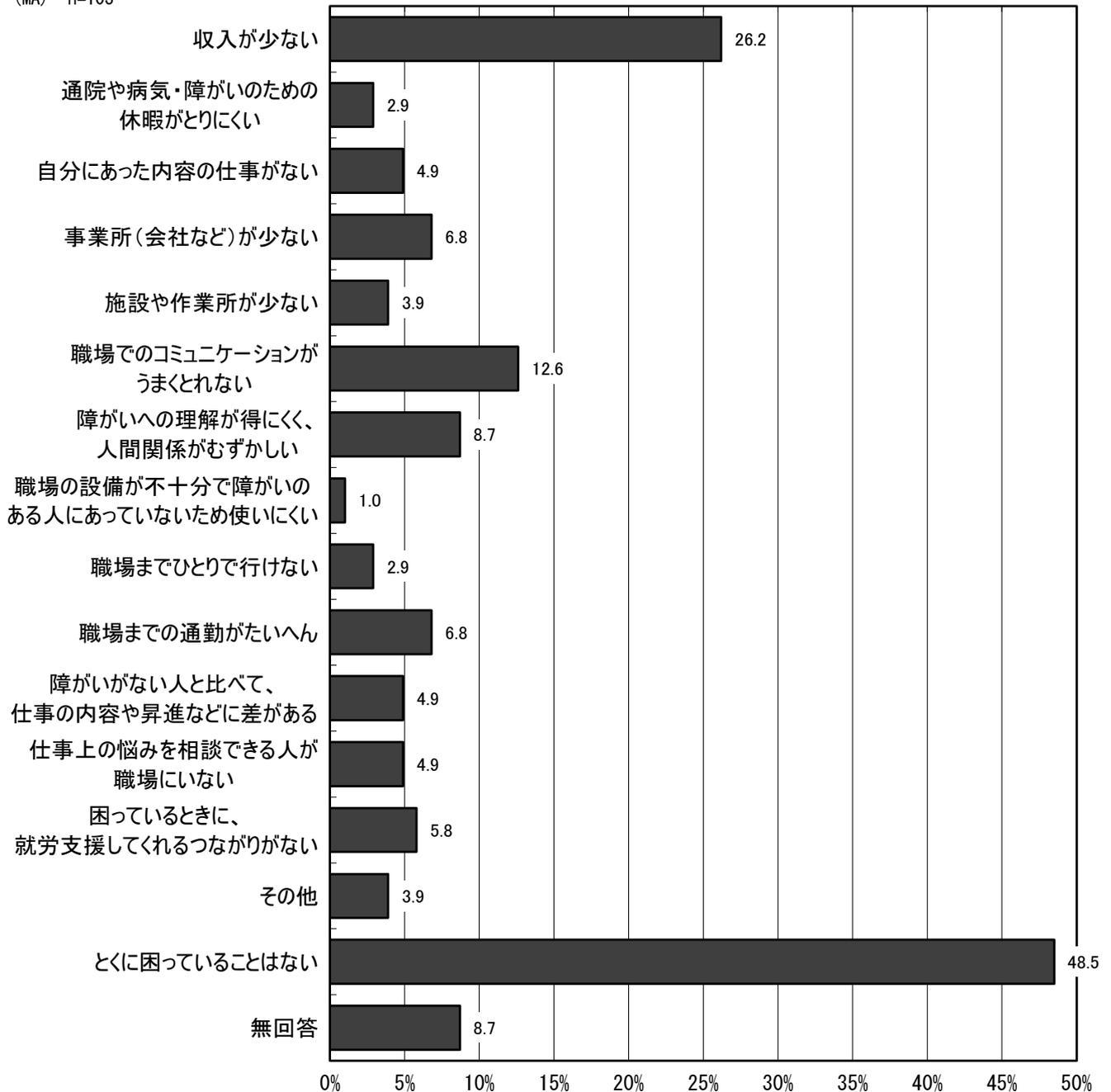


## ⑥障がい者の就労【障がい者対象調査】

仕事のことについての困りごとは、「収入が少ない」が突出して高くなっています。また、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」が次に高く、職場でのコミュニケーションも重要となっていることがうかがえます。

【仕事のことで悩んでいることや困っていることがありますか。】

(MA) n=103

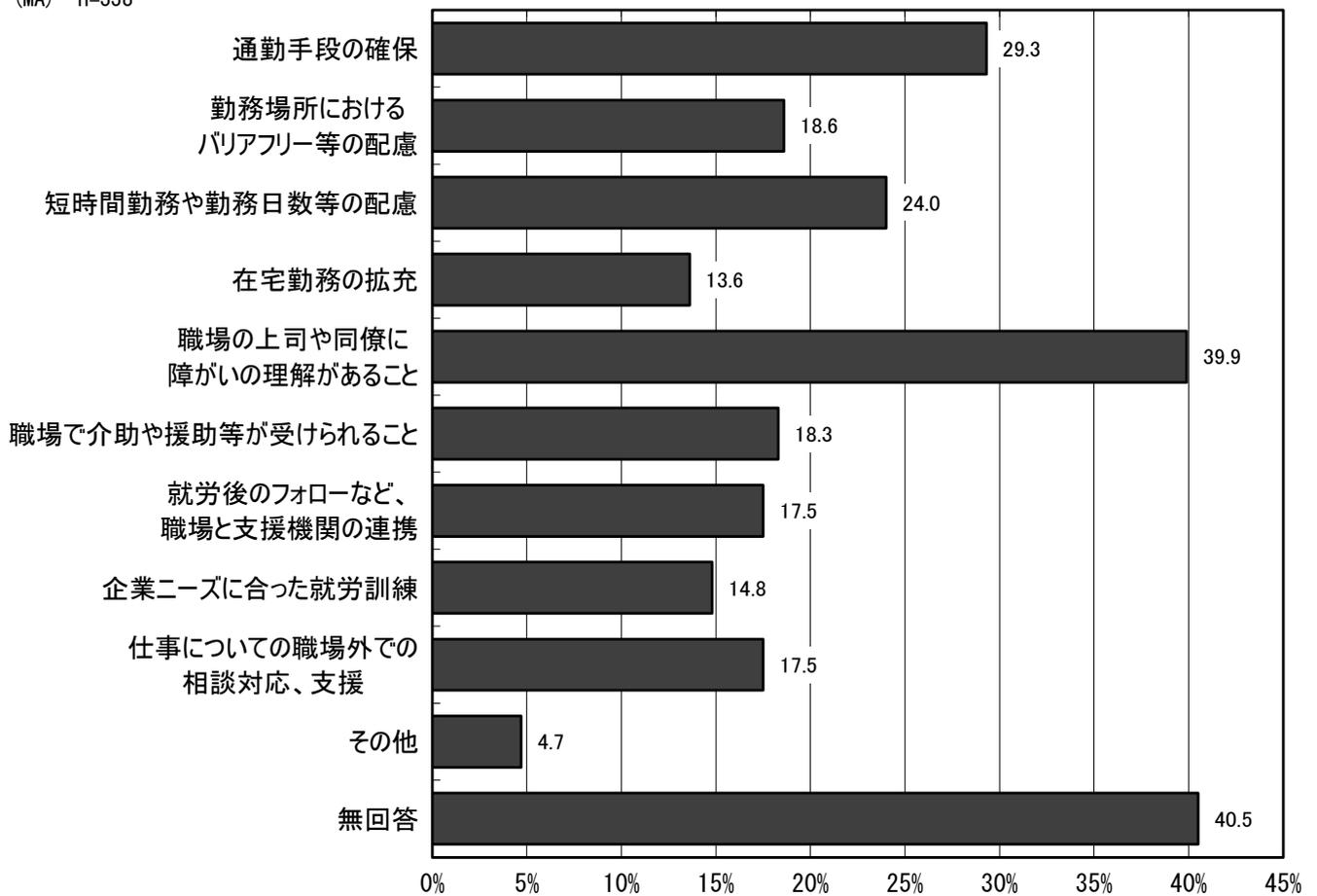


就労支援で必要なことでは、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が約4割の回答があり、最も高くなっています。また、通勤手段や勤務形態など、環境的な配慮も重要ですが、町民対象の調査でも職場環境についての回答が高くなっていました。

また、事業所対象の調査では、環境と工賃についての課題が大きいと認識しており、それぞれの就労についての認識の違いがあることがうかがえます。

【あなたは、障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。】

(MA) n=338



## ⑦生活状況について【障がい者対象調査】

現在一緒に暮らしている人について、「療育手帳」や「精神障害者保健福祉手帳」保持者は「父母」が多く、「身体障害者手帳」保持者については、配偶者が高くなっています。障がいの種別により、年齢構成や家族構成が異なっていることがうかがえます。

また、手伝いが必要な時、主に誰に手伝ってもらおうかについても同様に、障がい者の種別によって支援者が異なる傾向があります。

【現在、あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか。】

	手帳種別			
	全体 n=338	身体障害者手帳 n=256	療育手帳 n=43	精神障害者保健 福祉手帳 n=48
父母	19.5	11.3	51.2	50.0
きょうだい	5.0	2.7	25.6	2.1
祖父母	2.1	-	9.3	4.2
配偶者(夫または妻)	42.0	48.4	14.0	22.9
子ども・子どもの配偶者・孫	27.2	30.9	9.3	16.7
ひとりで暮らしている	17.5	19.1	7.0	18.8
その他	7.4	5.1	25.6	4.2
無回答	1.5	1.2	-	-

【手伝いが必要なとき、主に誰に手伝ってもらいますか。】

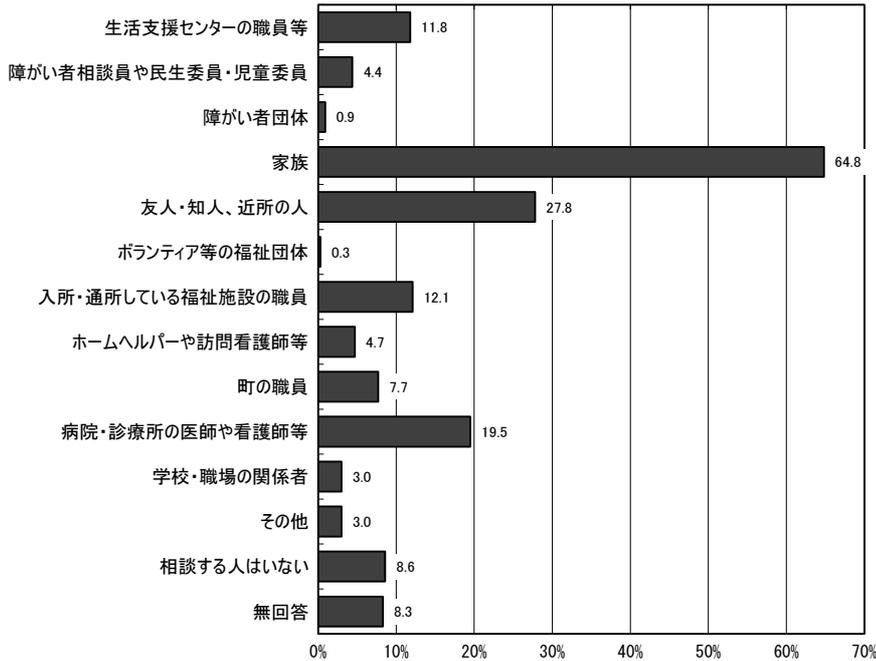
	手帳種別			
	全体 n=338	身体障害者手帳 n=256	療育手帳 n=43	精神障害者保健 福祉手帳 n=48
配偶者(夫、妻)	35.8	41.4	9.3	14.6
父	2.1	1.2	7.0	6.3
母	10.9	5.9	34.9	29.2
子ども(子どもの配偶者を含む)	17.2	20.7	4.7	8.3
兄弟・姉妹	5.9	6.6	7.0	8.3
その他の家族	1.5	1.6	-	-
友人・知人	2.1	2.0	-	2.1
ホームヘルパー	1.8	1.2	4.7	4.2
ボランティア	-	-	-	-
医療機関、施設の職員	6.5	4.3	20.9	6.3
その他	1.8	2.0	-	2.1
手伝ってくれる人はいない	4.7	5.1	2.3	6.3
無回答	9.8	8.2	9.3	12.5

## ⑧相談ごとについて【障がい者対象調査・事業所対象調査】

悩み事や心配ごとについて相談できる人について、「家族」への回答が6割を超えており、突出しています。事業所対象での回答でも家族への制度の周知と理解促進が高くなっており、まずは家族が知って理解しないと支援につながらないという状況と、そのための家族への情報提供や意識啓発を行うことが重要であることが両方の結果によりうかがうことができます。

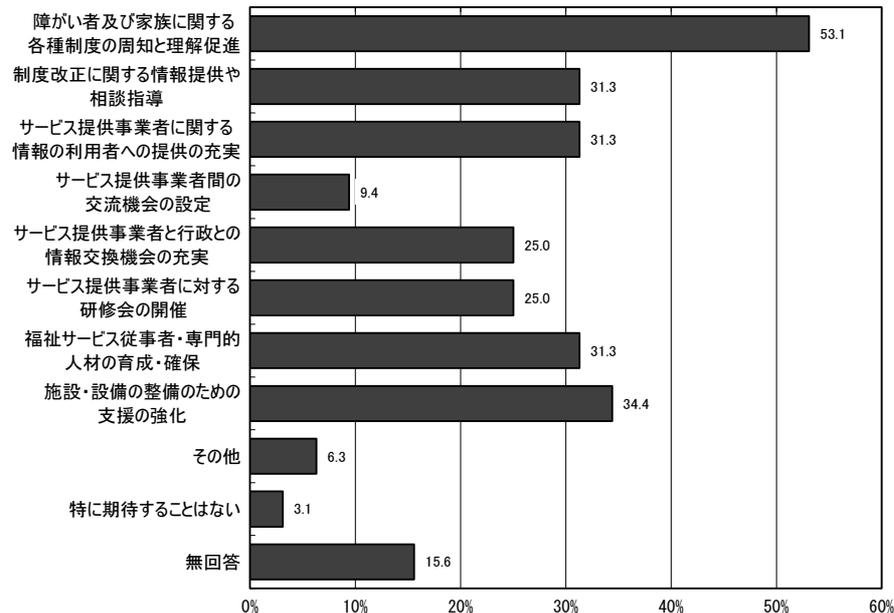
【あなたは、悩みごとや心配ごとを相談できる人がいますか。】（障がい者対象）

(MA) n=338



【今後、和気町に期待する取組は何ですか。】（事業所対象）

(MA) n=32

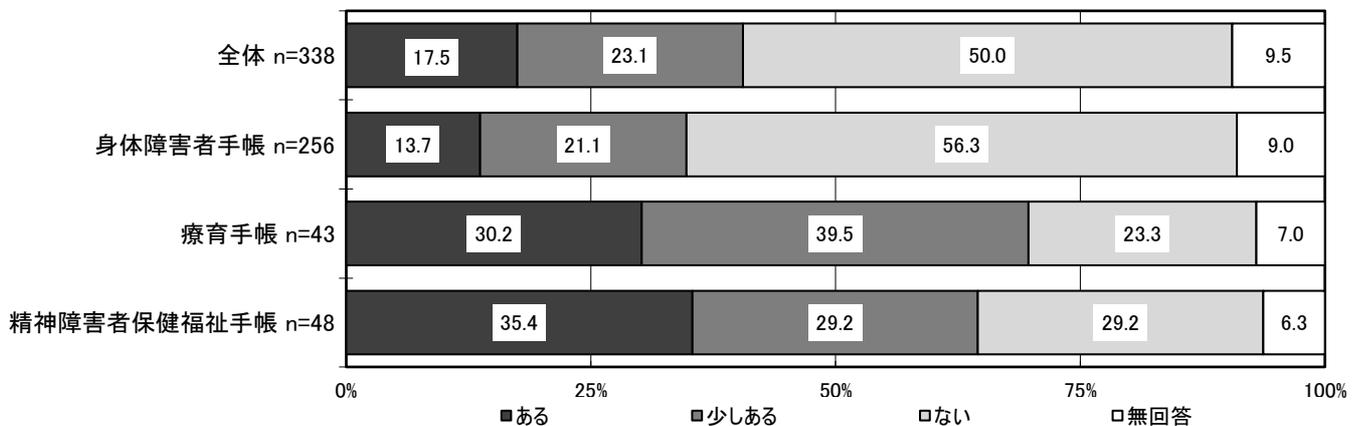


## ⑨権利擁護について【障がい者対象調査】

差別や嫌な思いをした経験について、全体では「ある」または「少しある」は4割以上となっています。特に療育手帳保持者では7割近く、精神障害者保健福祉手帳保持者では6割近い方が「ある」または「少しある」と回答しています。

差別を受けた場面では、療育手帳保持者と精神障害者保健福祉手帳所持者において「周りやまちなかで接する人の視線」の割合が5割から6割と高くなっています。また、療育手帳保持者では、「店などでの応対」、精神障害者保健福祉手帳保持者では「仕事や収入面」の割合が他の手帳所持者と比べて高くなっています。

【あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。】



【それはどのような場合ですか。】

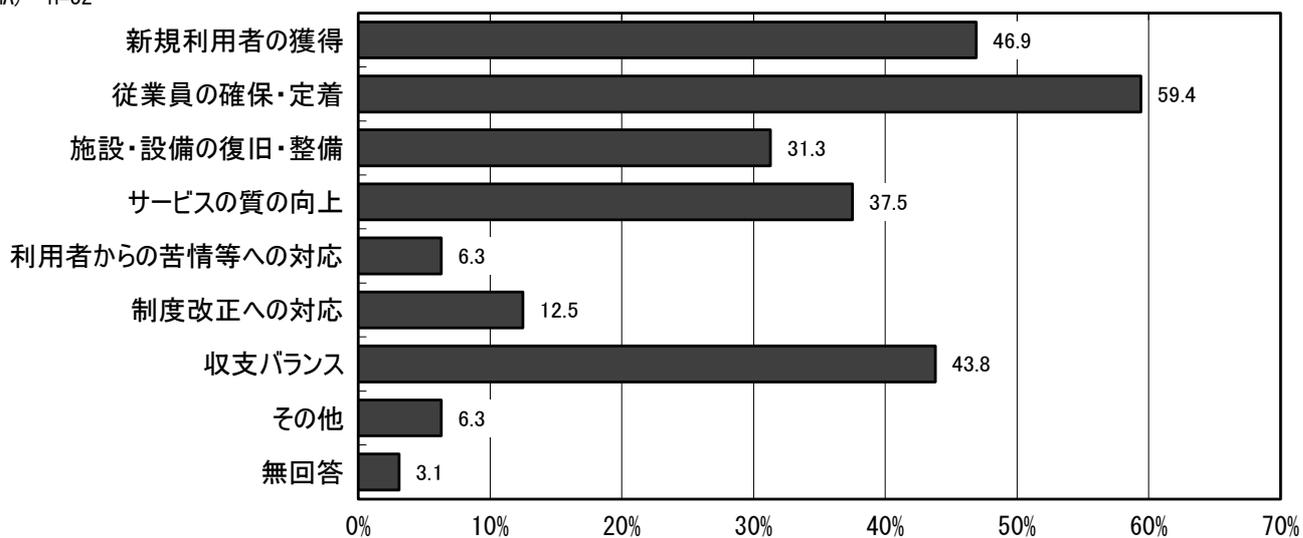
	手帳種別			
	全体 n=137	身体障害者手帳 n=89	療育手帳 n=30	精神障害者保健福祉手帳 n=31
周りやまちなかで接する人の視線	47.4	44.9	63.3	54.8
隣近所づきあい	26.3	27.0	23.3	35.5
地区の行事・集まり	20.4	23.6	16.7	16.1
店などでの応対	15.3	12.4	30.0	6.5
交通機関の利用など	15.3	15.7	20.0	9.7
仕事や収入面	26.3	24.7	10.0	45.2
コミュニケーションや情報の収集	16.1	14.6	13.3	22.6
公共施設の利用など	13.1	11.2	26.7	3.2
学習機会やスポーツ・趣味の活動	7.3	6.7	13.3	3.2
教育の場	10.2	5.6	26.7	3.2
病院などの医療機関	15.3	15.7	20.0	19.4
その他	5.8	4.5	-	12.9
無回答	4.4	3.4	3.3	-

## ⑩事業所における課題について【事業所対象調査】

事業所の運営における課題については、「従業員の確保・定着」が59.4%で最も高くなっています。次いで「新規利用者の獲得」が46.9%、「収支のバランス」が43.8%が続いています。

【事業所の運営において、課題となっていることは何ですか。】

(MA) n=32

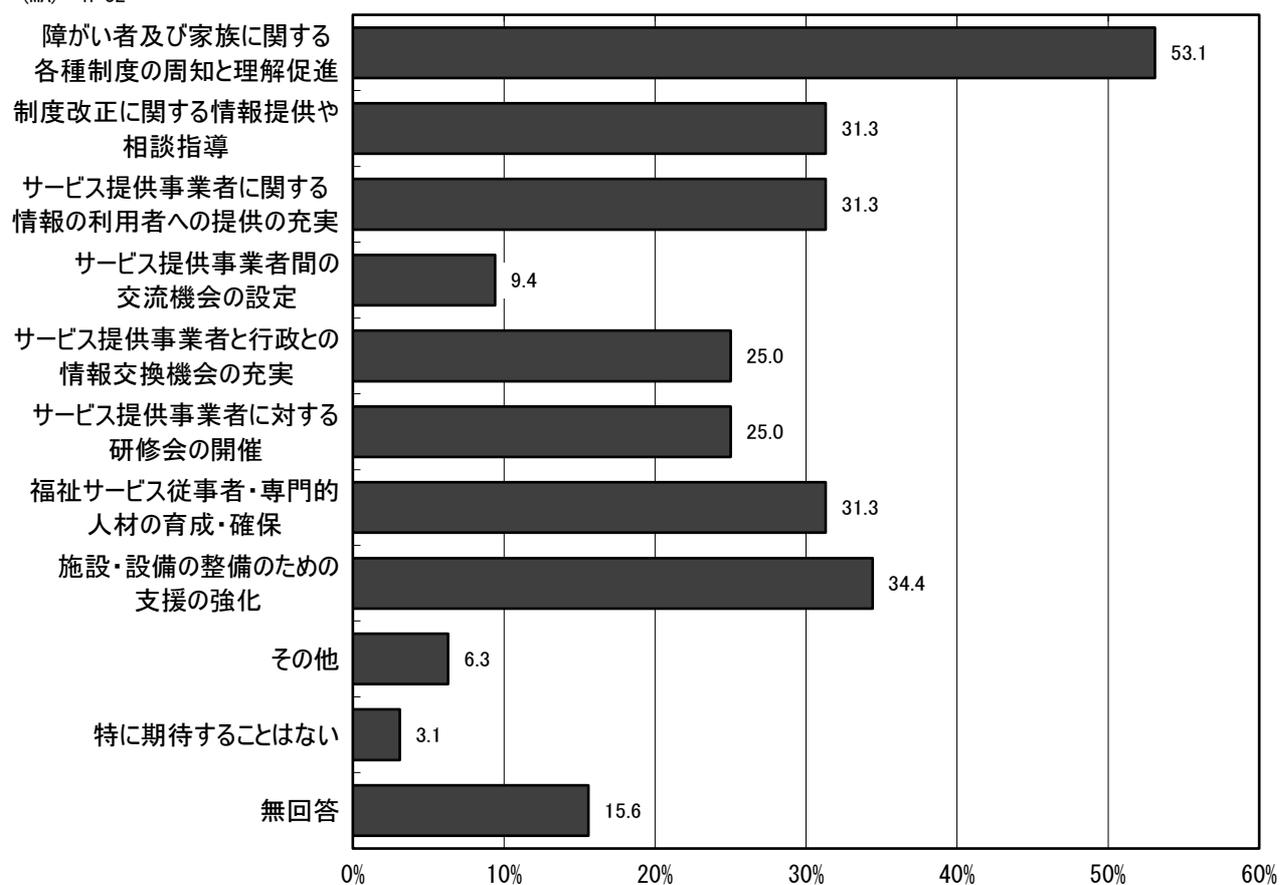


## ⑪行政に期待する取組について【事業所対象調査】

行政に期待する取組については、「障がい者及び家族に関する各種制度の周知と理解促進」が53.1%で最も高くなっています。次いで「施設・設備の整備のための支援の強化」が34.4%、「制度改正に関する情報提供や相談指導」「サービス提供事業者に関する情報の利用者への提供の充実」「福祉サービス従事者・専門的人材の育成・確保」が31.3%で続いています。

【今後、和気町に期待する取組は何ですか。】

(MA) n=32



## **第2部 第3次障がい者計画**

# 第1章 計画の基本的な方向

## 1 基本理念

本町では、めざす将来像として「人と地域が輝く 晴れの国の 和気あいあいのまち」（和気町総合計画）の実現を掲げています。

本町では、障がいの有無にかかわらず、等しく社会参加の機会が得られ、一人ひとりが持てる能力を最大限に生かして自己実現を図ることができるよう、障がい者施策を推進してきました。

本計画では引き続き、「地域であたりまえに暮らし 共に支え合い 心豊かに暮らせるまち」を基本理念とし、すべての町民が障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で共に暮らし続けることができ、町全体で障がい者の社会参加と自立を支えるまちづくりをめざします。

### 基本理念

地域であたりまえに暮らし 共に支え合い 心豊かに暮らせるまち

## 2 基本方針

### ①障がい者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障がい者が自ら選んだ場所で、必要な福祉サービスを受けながら自立した暮らしと社会参加の実現ができるよう支援します。

### ②サービス基盤の整備

地域生活移行や就労支援、障害児通所支援、就労定着支援などの課題に対応したサービス提供基盤を整えます。身近な地域におけるサービス拠点づくり、地域での連携強化、多様なサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用します。

### ③相談支援体制の充実

日常生活の悩みや就労等に関する悩みについて、身近なところで相談や情報交換ができ、必要なサービスや関係機関に結びつけられるように相談支援体制の充実を図ります。

また、相談支援事業を有効活用することによりサービス利用の適正化及び効率化を図ります。さらに、相談支援事業所を核とした関係機関との連絡強化に努めます。

### 3 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の基本目標を設定し、目標の実現をめざします。

#### 基本目標 1 地域で自立して生活できる基盤づくり

障がい者が、地域の中で自立して安心して日常生活を送れるよう、障がい福祉サービスの提供体制の整備や日中活動の場づくりを推進します。

また、社会生活の安定を図るために、居住支援の充実や経済的支援の充実に努めます。

さらに、関係機関が連携した総合的な相談支援体制の構築や権利擁護の支援など、障がい者の立場に立ったサービス提供や支援に努めます。

#### 基本目標 2 健やかな成長と健康づくりを支援する環境づくり

障がい者が、健康的な日常生活が送れるよう、ライフステージに応じた保健・医療サービスを適切に提供し、障がいの原因の一つとなる疾病等の予防や早期発見・治療、早期療育体制の充実を推進します。

また、自らの障がいとうまく付き合いながら健康の維持・増進が図られるよう、障がい特性に応じた保健・医療サービス提供体制等の充実を図ります。

さらに、精神疾患の早期発見・早期対応や相談支援体制の充実に努めます。

#### 基本目標 3 生きる力と豊かな心を育む人づくり

障がいのある子どもたち一人ひとりが、社会の一員として主体性を発揮し、自己実現をめざした生きがいのある生活が送れるよう、それぞれの障がいの状況に応じた適切な療育及び教育の充実を図ります。

#### 基本目標 4 自分らしく働くことができる環境と居場所づくり

障がい者の社会的自立を促進するためには、生活の経済的基盤である職業的自立が基本であり、障がい者の働く権利、自己実現、社会への貢献の観点から、その適性と能力に応じて可能な限り就労の場に就き、自己の力を発揮できるよう雇用・就労機会の充実を図ります。

また、身近な地域で障がい者が、文化活動をはじめ、スポーツ・レクリエーションなどのさまざまな活動にも参加することで、自己の能力を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう支援します。

## **基本目標 5 安心・安全に暮らせるまちづくり**

障がい者が気軽にまちに出るなど、外出や活動しやすいまちづくりに向け、公共施設や道路、公共交通機関の利便性向上など、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

また、障がい者の安全を確保するため、地域住民や自主防災組織等と連携した緊急連絡体制や避難誘導體制等の防災体制を確立し、安心して安全な暮らしを確保するための基盤づくりを推進します。

## **基本目標 6 共に認め合い尊重し合う社会づくり**

障がい者が、地域社会の一員として自分らしく生活し、地域活動へ参画するなど自己実現を可能とするため、偏見や誤解を取り除くことはもとより、障がい者が直面する問題を地域の問題と認識するよう、普及啓発活動や共に活動する機会を提供し、共生する地域の実現をめざします。

また、地域福祉活動の展開に向けたボランティアの支援・育成や障がい者を地域で支えていくための地域支援体制を構築するとともに、コミュニケーション手段の確保と情報提供の充実に努めます。

## 4 施策の体系

本計画は、次の6つの基本目標に基づき、計画的・総合的に各種施策を推進することとします。

基本目標	基本施策	事業項目
1 地域で自立して生活できる基盤づくり	(1) 地域における生活支援の充実	①障がい福祉サービスの充実 ②地域生活への移行支援 ③日常生活の支援 ④経済的支援
	(2) 相談支援体制の整備	①自立支援協議会の設置による一貫した相談支援体制の整備 ②身近な相談窓口の充実 ③専門相談支援機能の充実 ④ケアマネジメント体制の充実
2 健やかな成長と健康づくりを支援する環境づくり	(1) 早期発見・早期療育体制の整備	①母子保健対策の充実 ②乳幼児健診の充実 ③総合的な療育支援システムの構築 ④親の会等への支援
	(2) 健康づくりと保健・医療サービスの充実	①障がいの原因となる疾病等の予防 ②障がいに対する適切な保健・医療サービスの提供 ③医療費への支援 ④在宅ケアの充実 ⑤専門職種の確保 ⑥難病患者などへの支援の充実
	(3) 心の健康づくりと支援体制の充実	①精神疾患に関する広報・啓発 ②精神疾患の早期発見・対応 ③相談体制の充実 ④精神科緊急医療体制の充実 ⑤精神障がい者の地域移行への支援
3 生きる力と豊かな心を育む人づくり	(1) 就学前教育・療育体制の充実	①障がい児に対する早期療育の充実 ②認定こども園での受け入れ体制の充実 ③共に学び合う教育環境の整備 ④福祉サービスの充実 ⑤地域療育ネットワークの構築
	(2) 学校教育の充実	①障がいのある児童生徒に対する（小・中）学校教育の体制整備 ②発達障がい児に対する支援体制の充実 ③小・中学校における教育相談体制・研修の充実 ④障がい者（児）に対する理解を促す教育の推進 ⑤放課後子どもプランの策定 ⑥進路指導の充実 ⑦学校施設の改善

基本目標	基本施策	事業項目
4 自分らしく働くことができる環境と居場所づくり	(1) 雇用・就労の充実	①福祉と雇用の連携による就労支援 ②雇用への移行を進める支援策の充実 ③雇用と福祉を結ぶネットワークの形成 ④福祉施設における雇用の場の拡大 ⑤優先調達の推進 ⑥障がい者雇用に対する理解の促進 ⑦障がい者の職業能力開発の充実 ⑧多様な雇用・就業機会の確保
	(2) 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実	①身近な地域における生涯学習機会の充実 ②図書館サービスの充実 ③スポーツ・レクリエーション活動の推進 ④芸術文化鑑賞の支援 ⑤文化発表や作品展等の開催支援 ⑥施設・設備の整備・充実
5 安心・安全に暮らせるまちづくり	(1) 生活環境のバリアフリー化	①グループホーム等の整備促進 ②学校や公共施設等のバリアフリー化の推進 ③安全な歩行空間の確保 ④交通安全対策の推進 ⑤移動支援事業の実施 ⑥公共交通機関の利便性向上
	(2) 防災・防犯対策の推進	①防災・防犯意識の向上 ②避難行動要支援者の避難誘導體制の確立 ③緊急時通信手段の充実 ④防犯対策の推進
6 共に認め合い尊重し合う社会づくり	(1) 障がいに対する理解や配慮の促進	①各種広報啓発活動の推進 ②障害者差別解消法の周知 ③権利擁護の推進 ④人権教育の推進 ⑤行政サービスにおける配慮 ⑥各種イベントの開催 ⑦地域交流活動の推進
	(2) 情報提供の充実	①コミュニケーション支援事業の実施 ②情報伝達手段の充実 ③情報提供の充実 ④専門性の高い人材の確保
	(3) 地域福祉の推進	①小地域福祉活動の推進 ②地域における見守り活動機能の強化 ③ボランティアなど地域福祉の担い手の充実 ④活動拠点の整備・充実

# 第2章 施策の展開

## 基本目標1 地域で自立して生活できる基盤づくり

### 基本施策1 地域における生活支援の充実

#### 現状と課題

- 障がい者が、必要とするサービスを適切に受給できるように、福祉サービス内容の充実と多様化に加え、サービス提供者の資質の向上を図る必要があります。
- アンケート調査では、地域のなかで生活するために必要なことで「在宅での生活がしやすいよう保健・医療・福祉のサービスの充実」が約5割弱となっており、住み慣れた地域で安心した生活を営むために、きめ細かな障がい福祉サービスの提供が必要です。
- 町内ではサービス提供主体が限られていることから近隣市町との連携が不可欠ですが、訪問系サービスや短期入所などニーズの高いサービスについては、できるだけ身近な場所でサービスが受けられるような体制整備を図る必要があります。

#### 施策の方向性

事業項目	事業の内容
①障がい福祉サービスの充実	<p><b>ア 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス基盤の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆障害者総合支援法の制度の下で、障がい福祉サービスの必要量を確保するとともに、障がい者の障がい特性や障がいの程度に応じた障がい福祉サービスの充実を図ります。</li></ul> <p><b>イ 地域生活支援事業の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆障がい者がそれぞれの適性に応じ、障がい福祉サービス等を利用しながら、自立した日常生活または社会生活を住み慣れた地域で送ることができるよう、地域生活支援事業の充実に努めます。</li></ul>
②地域生活への移行支援	<p><b>ア 居住の場、日中活動の場の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆障がい者が地域住民の理解や必要な支援を受けながら地域で自立した生活を送ることのできる居住の場、日中活動の場の確保に努めます。</li><li>◆受け入れ条件が整えば退院が可能な精神障がい者については、関係機関との連携を図り、地域で生活できるよう、総合的な体制整備をめざします。</li></ul> <p><b>イ 入所施設の利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆新たな入所施設の利用については、本人の意向を尊重した上で、地域での生活への移行を促進するための支援を基本とします。</li></ul>

事業項目	事業の内容
③日常生活の支援	<p><b>【和気町の制度】</b></p> <p><b>ア 日常生活用具の給付等</b></p> <p>◆地域生活支援事業として、重度障がい者（児）に対し、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付・貸与します。</p> <p><b>イ 社会参加促進事業</b></p> <p>◆障害者手帳所持者を対象に、就労や自立を図ることを目的に、自動車運転免許の取得に対し10万円を限度に助成を行います。</p> <p>◆身体障害者手帳所持者で一定の所得を超えない人を対象に、就労等社会復帰の促進を図ることを目的に、自動車の改造経費を、10万円を限度に助成します。</p> <p><b>【国等の制度】</b></p> <p><b>ウ 有料道路通行料金の割引</b></p> <p>◆身体障害者手帳または療育手帳所持者を対象に、有料道路で通行料金の割引を受けることができます。</p> <p><b>エ 補装具費(購入・修理)の支給</b></p> <p>◆身体障がい者の職業その他日常生活の能率向上を図ることを目的として補装具の購入費の一部を支給します。</p>
④経済的支援	<p>◆年金・手当（特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当、障害基礎年金（国民年金）、心身障害者扶養共済制度掛金助成、生活福祉資金）がより適切に活用されるよう広報等により周知を図ります。</p>

## 基本施策2 相談支援体制の整備

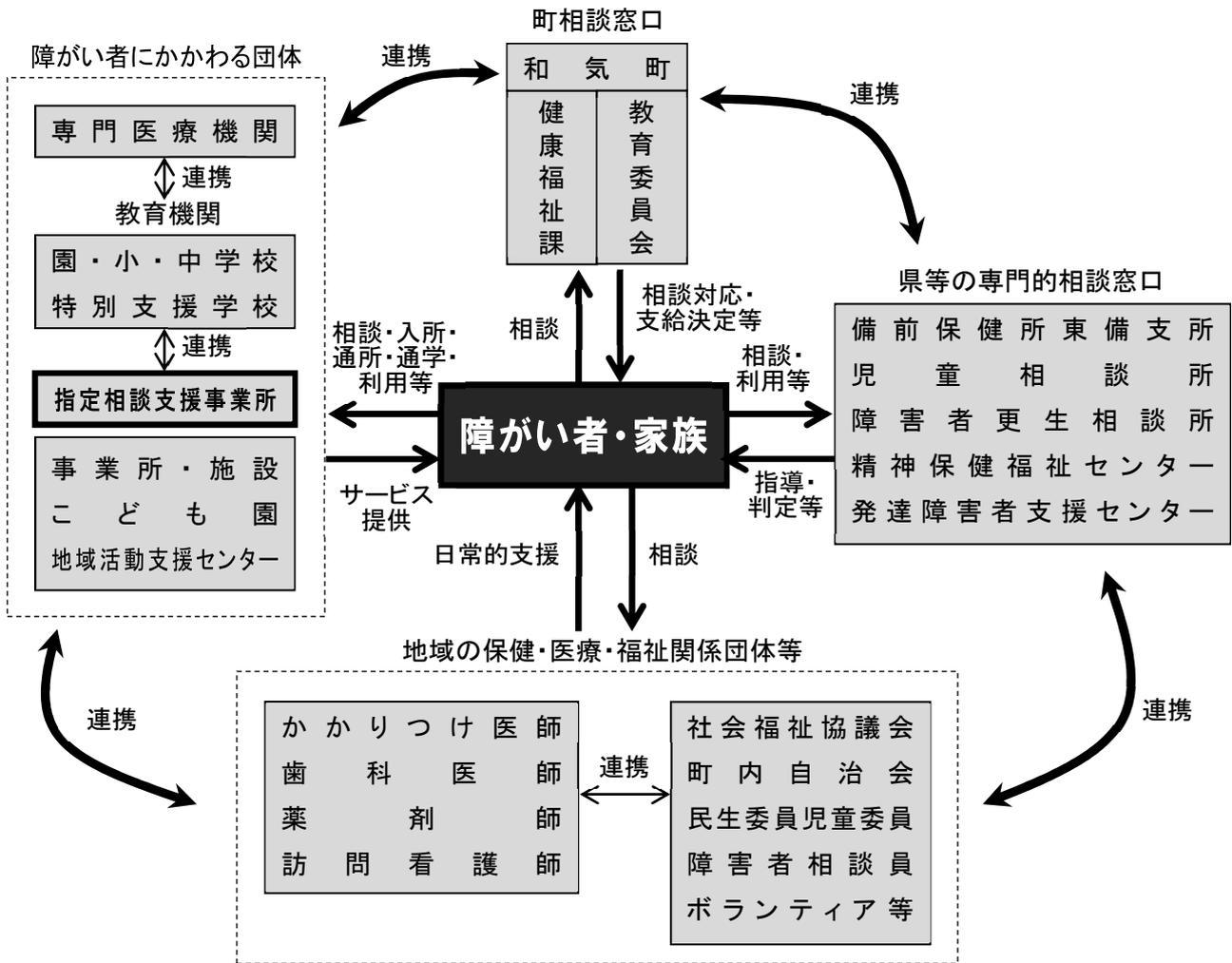
### 現状と課題

- アンケート調査では、暮らしやすいまちになるために必要なことに、「何でも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」が約5割弱となっており、相談支援体制の充実が求められます。
- 悩みごとや心配ごとの相談先として、「家族」の割合が6割を超えて最も高く、次いで「友人・知人、近所の人」が約2割となっています。「障害者相談員や民生委員・児童委員」が1割以下となっていることから、身近な相談先として今後も周知が必要となっています。
- 精神障害者保健福祉手帳所持者は他の手帳所持者に比べて、「気軽に相談できる場がないので不満である」割合がやや高くなっているため、精神障がいにも対応した相談体制が求められます。
- 専門的な対応が必要な場合には適切な相談機関につないでいける体制づくりのほか、自ら相談に行くことが難しい障がい者に対しては、地域での支え合いはもとより、相談機関の職員や民生委員・児童委員等が積極的に地域を訪問し、障がい者が抱える問題点などを発見することが重要です。
- 保健・医療・教育・就労など、障がい者一人ひとりのニーズや障がいの特性、ライフステージに合わせた相談支援体制の充実が必要です。

### 施策の方向性

事業項目	事業の内容
①自立支援協議会の設置による一貫した相談支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆指定相談支援事業所において、障がい者や家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供・助言、障がい福祉サービス利用援助等の必要な支援を行います。</li> <li>◆東備地域自立支援協議会を通じて、保健・福祉・教育・雇用等の関係機関、サービス事業者や民間団体とのネットワーク化を図り、専門的・継続的な支援体制を整備します。</li> <li>◆東備地域自立支援協議会では、相談支援、就労支援、発達支援などに関する専門部会を設置し、より具体的かつ専門性の高い協議を進めていける体制づくりを検討します。</li> </ul>
②身近な相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆住民に身近に感じられる相談窓口の充実と、来所相談のほか、電話相談、FAX、メール、SNS など、相談者が利用しやすい手段の活用を図ります。</li> <li>◆障害者相談員を委嘱し、障がい者福祉に関するさまざまな相談に身近な立場から対応します。</li> <li>◆障害者相談員や民生委員・児童委員に対し、適切な相談・助言に関する研修を充実します。</li> </ul>
③専門相談支援機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆精神保健福祉士や社会福祉士、発達障がいの専門家、就労支援のコーディネーター等の専門的相談員の確保を促進し、専門的な相談支援を要する困難ケースへの対応など、相談支援機能の強化を推進します。</li> </ul>
④ケアマネジメント体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障がい者に対する総合的・継続的ケアが適切かつ円滑に行えるよう、人材の確保やケアマネジメントの仕組みづくり等、体制の充実を図ります。</li> <li>◆東備地域自立支援協議会の相談連絡会等において、困難事例の検討・共有し、関係機関の連携及び調整機能の強化を図ります。</li> <li>◆ケアマネジメント体制を支える町職員等の研修による資質の向上を図ります。</li> </ul>

【地域の支援ネットワークのイメージ】



## 基本目標2 健やかな成長と健康づくりを支援する環境づくり

### 基本施策1 早期発見・早期療育体制の整備

#### 現状と課題

- 療育に関心をもつ保護者・園からの相談は増加傾向となっておりますが、乳幼児期の発達には個人差があり、特性も一場面では判断がつきにくいいため、健診や家庭での様子・園での様子など継続して見守っていくために連携していく必要があります。
- 町内に子どもの発達専門病院(小児科・小児精神科・小児神経科)はなく、実際に医療機関の受診まで8～10ヶ月後であり時間がかかることが現状です。
- 産後早期から母子の状況を把握するため、出産連絡票を提出してもらい、生後2ヶ月までに家庭訪問・面談等を行っています。さらに、育児相談や乳児前期・後期健診、1歳6ヶ月児健診、2歳6ヶ月児健診、3歳6ヶ月児健診と健診体制を整え、疾病や障がいの早期発見・早期対応を図るとともに、育児不安や相談への対応を行い、保護者との相談しやすい関係性づくりに努めています。
- 今後も引き続き母子保健対策の充実に努め、妊娠期から乳幼児期における関わりから、適切な相談機関や療育機関へつなげていき、発達支援についても一層の充実に努めることが重要です。
- 保健・医療・福祉の密接な連携のもとに、障がいの早期発見、発達支援から通園・通所、さらに教育へと継続的な支援システムを有機的に活用することが必要です。

#### 施策の方向性

事業項目	事業の内容
①母子保健対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆妊娠期からの保健指導や健康相談の充実に努め、母子保健知識の普及を図るとともに、妊婦に対し妊婦健診の受診を勧め、疾病の早期発見等に努めます。</li> <li>◆訪問指導により、要支援者を早期に発見し、産後うつ病、精神疾患病等の早期発見に努めるとともに、家族支援や育児支援ができるよう保健所、医療機関等の関係機関と連携して適切な支援を行います。</li> </ul>
②乳幼児健診の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆乳児前・後期健診、1歳6か月児健診、2歳6か月児健診、3歳6か月児健診を充実し、子どもの発育、発達状況の確認、疾病の早期発見と対応に努めます。</li> <li>◆保護者の育児不安に対応し、適切な育児支援、早期対応に努めます。</li> <li>◆子どもの栄養相談や育児に関する相談・助言の充実に努め、子どもの健康の維持・増進を図ります。</li> </ul>
③総合的な療育支援システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆保健・医療・福祉・教育の連携のもとに、妊娠・出産期から学齢期までの障がい児に対する一貫した発達支援のあり方、関係機関との連携のあり方等についての検討を進めるとともに、療育システムのネットワークの形成をめざします。</li> </ul>
④親の会等への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆親の会等に対して、活動の場の確保や情報提供等の活動支援、ネットワークづくりの支援等を行います。</li> </ul>

## 基本施策2 健康づくりと保健・医療サービスの充実

### 現状と課題

- 生活習慣病の早期発見となる健康診査やがん検診の受診率向上のために、受診勧奨の取組は実施してきましたが、生活習慣改善や健康意識を高めるための健康教育や相談事業は進んでいないのが現状です。
- 疾病の重症化により、後遺症や日常生活への障がいが残ることへの危機感が低く、健康づくりや予防への意識を持ちにくいのが現状であり、予防的視点により健康教室等に取り組んでいく必要があります。
- 対象疾病(指定難病)は令和3年11月より338疾病に拡大されており、患者数の増加が見込まれます。制度変更について周知を図るとともに、難病患者に対する総合的な相談・支援体制の充実が求められています。
- 難病を有する対象者に対しては、県(保健所)と連携し、支援体制を共有し、充実を図っていくことが必要です。

### 施策の方向性

事業項目	事業の内容
①障がいの原因となる疾病等の予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障がいの原因となる疾病の予防や発症の進行を予防するため、健康教育や健康相談等を通じて正しい知識や予防の重要性について普及啓発を図ります。</li> <li>◆脳卒中等の循環器病や糖尿病等の発症予防のため、基本健診の受診を勧め、要指導者に対する医師、保健師、栄養士等による適切な指導に努めます。</li> </ul>
②障がいに対する適切な保健・医療サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障がいの軽減を図り、自立を促進するために、リハビリテーション事業の充実に努めるとともに、専門の医療機関との連携を密にし、障がいの重度化や二次障がい及び合併症防止に効果的な保健・医療サービスの提供に努めます。</li> </ul>
③医療費への支援	<p><b>ア 自立支援医療の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆支給認定の手続き、利用者負担の仕組みを共通化した自立支援医療において、障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療が受けられるよう努めます。</li> </ul> <p><b>イ 福祉医療の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆重度障がい者の健康管理と患者家族の医療費負担の軽減を図るため、心身障害者(児)医療費助成、老人保健法による心身障害者医療費助成を引き続き実施します。</li> <li>◆小児慢性特定疾患治療研究事業については、その治療が長期間にわたり医療費の負担も高額となるため、制度の利用を促進するとともに患者の医療費の負担軽減を目的に医療費の公費負担を行います。</li> </ul>
④在宅ケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆医療機関、訪問看護ステーション、保健師、ホームヘルパーなど関係機関の連携を密にし、障がい者の在宅ケアの充実に努めます。</li> <li>◆医療機関や関係機関の顔の見える関係づくりや、必要なサービスを必要とするときに受けられる体制を整備します。</li> </ul>
⑤専門職種の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆質の高い安定した保健・医療等のサービスの提供や相談支援を行うことができるよう、作業療法士や理学療法士等の専門職種の確保を図ります。</li> </ul>

事業項目	事業の内容
⑥難病患者などへの支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆医療機関と協力しながら、専門的な情報提供や相談支援の強化に努めます。</li> <li>◆また、難病患者とその家族の療養上の不安や介護の不安を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健および医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。</li> </ul>

## 基本施策3 心の健康づくりと支援体制の充実

### 現状と課題

- 社会経済情勢の変化やストレスなどによって、種々の心の問題を抱えている人についても、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に広がり、複数の問題を抱えている状況も散見されます。そのため、それぞれのライフステージにつながる関係機関を軸とした心のケアが必要であり、各機関同士の連携も重要となります。また、相談窓口の明確化や相談しやすい体制づくり、地域における見守りと心のサポートを行える地域づくりを推進していく必要があります。
- 精神障がい者の社会的自立の促進や精神障がい者とその家族が地域の中で孤立しないためにも、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築していくとともに、精神障がいに関する正しい知識の普及啓発や相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

### 施策の方向性

事業項目	事業の内容
①精神疾患に関する広報・啓発	◆精神疾患及び精神障がいに関する正しい知識の普及・啓発活動を行い、町民の精神障がいに対する正しい理解を広めます。
②精神疾患の早期発見・対応	◆地域における健診や健康相談等の場を活用することにより、うつ病や統合失調症等の精神疾患の早期発見に努めるとともに、医療機関への早期受診を勧奨します。 ◆相談の場や窓口に関して、利用者にとってよりわかりやすく必要な情報を得ることができる手法の検討を進めます。
③相談体制の充実	◆保健センターや備前保健所東備支所、精神科医療機関により、心の健康づくりをはじめ、児童・思春期の心の相談や青少年の引きこもり、うつ病等の精神保健相談の充実に努めます。
④精神科緊急医療体制の充実	◆岡山県災害・救急医療情報システムの活用や、岡山県精神科救急情報センター、備前保健所東備支所等すべての関連機関との連携により、人権に配慮した適切な医療の確保に努めます。
⑤精神障がい者の地域移行への支援	◆地域移行をめざす精神障がい者の地域での暮らしを支援するため、地域活動支援センター、グループホーム等の整備拡充を促進するとともに、生活相談やホームヘルパー派遣等により、精神障がい者の地域移行を促進します。

## 基本目標3 生きる力と豊かな心を育む人づくり

### 基本施策1 就学前教育・療育体制の充実

#### 現状と課題

- 障がい児の教育・療育については、一人ひとりの個性や特性に応じた教育の場や学習の機会を提供するとともに、子どもの能力や可能性を最大限に伸ばせる教育を展開していく必要があります。
- 本町では、認定こども園における障がいのある子どもへの適切な療育・療育支援を行うため、関係機関とのネットワークづくりを進める中で、保育教諭や教職員の研修を深めるとともに、保育教諭等が相談できる子ども支援巡回相談や、園での個別支援の引継ぎをさらに充実させていく必要があります。
- 子ども一人ひとりの個性を尊重しながら集団生活の中で総合的に発達を促すことをねらいとして、障がいのある子どもを継続的に支援できるシステムの構築をめざしています。
- 障がい児に対する療育は、障がいの早期発見を図る健康診査や障がい児とその保護者の精神的支援を行う相談支援体制の充実と連携、療育体制の充実と連携、保護者の育児負担の軽減を図る施策の推進など、ライフステージに応じた一貫したサービスが提供できるように支援体制を充実する必要があります。
- 早期の療育や専門性の高い療育体制の確立が強く求められている中で、療育機関・短期入所等の資源が乏しいことを補いながら、他市町事業所や児童相談所、備前保健所東備支所等の専門機関との連携の拡充が必要です。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、連携体制のネットワークづくりが遅れていた中、福祉・教育の連携が行えるよう協議の場を設けることで少しずつ構築を進めています。

#### 施策の方向性

事業項目	事業の内容
①障がい児に対する 早期療育の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>◆適切な相談指導が行えるよう、乳幼児期以降についても、ライフステージに応じた相談体制の充実を図ります。</li><li>◆障がいのある子どもの健康の保持・増進のため、関係機関との連携のもと、栄養相談・健康相談・歯科相談などの各種相談体制の充実を図ります。</li><li>◆にこにこ園の巡回相談を中心として、発育や発達等に課題があると思われる子どもについて、支援者間での認識の共有を図ります。</li><li>◆保育教諭・保健師・理学療法士・栄養士など療育指導にかかわる専門職員の専門知識と技術の向上を図るため、各種研修を充実します。</li></ul>

事業項目	事業の内容
<p>②認定こども園での 受け入れ体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆全教職員が共通理解を図りながら、チーム保育を進めるとともに、障がい児保育・教育に関する研修や講習会を通して、資質の向上を図ります。</li> <li>◆障がいのある子どもの実態を把握し、環境構成や支援方法を工夫しながら、集団の中での保育実践を進めます。</li> <li>◆福祉事業所と連携した保育活動「キッズ体操」を取り入れ、発達課題の早期発見に努めるとともに、専門的見地からの課題に応じた支援や関係機関への接続を図ります。</li> <li>◆関係諸機関との連携を図り、その機関のもつ教育力や療育力・支援力を生活の中に取り入れ、障がいのある子どもの支援をします。</li> <li>◆療育の専門家による療育・教育相談を定期的を実施し、子育ての悩みや方法について話し合うことで保護者の支援を進めます。</li> <li>◆切れ目のない支援を行えるよう、共通支援シートを作成し、個別の支援計画や実態を就学先へ確実に引き継いでいます。</li> </ul>
<p>③共に学び合う教育環境の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆和気町教育大綱の施策に「人権教育の推進」を掲げ、取組や研修を通して、人権教育の充実を図っています。</li> <li>◆障がいの有無に関わらず、相互のふれあいや、児童・生徒との交流を推進し、障がいに対する正しい理解と認識を深め、豊かな人間形成を行い、人権尊重の精神を培うよう努めます。</li> </ul>
<p>④福祉サービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障がい児を抱える家庭の保育ニーズをさまざまな視点から総合的に支援するため、児童発達支援、放課後等デイサービスや短期入所等の福祉サービスの充実を図ります。</li> </ul>
<p>⑤地域療育ネットワークの構築</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆町内における各療育活動が相互に連携し、より効果的なものとなるよう、東備地域自立支援協議会を活用してネットワークづくりを進めます。</li> </ul>

## 基本施策2 学校教育の充実

### 現状と課題

- いじめや不登校等、児童生徒を取り巻く環境の変化により、学校教育に対するニーズがますます複雑化・多様化する中で、児童生徒の人間形成の場として学校の果たす役割は大きくなっています。
- 特別支援教育では、学習困難、学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）、高機能自閉症といった障がいのある発達障がいの児童生徒も対象としています。
- 障がいのある児童生徒が能力や可能性を十分に伸ばし、自立し社会参加するための基盤となる「生きる力」を養うため、きめ細やかな教育や、関係機関と連携した生涯にわたるサポート体制の構築等の取組が必要です。
- そのためには、学校の支援体制のみならず、教育・福祉・保健・医療・親の会等の関係機関や地域と連携体制を構築し、より効果的で実効性のある施策を展開していく必要があります。

### 施策の方向性

事業項目	事業の内容
①障がいのある児童生徒に対する （小・中）学校教育の体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆教育、医療、福祉等の各関係機関が連携し、個別のニーズに応じた教育を推進する体制を整備します。</li> <li>◆児童生徒それぞれの教育課程に基づき、目的を明確にした通常学級との交流学习に取り組みます。</li> <li>◆支援の必要な児童生徒について、共通支援シートを作成し、個別の支援・指導計画に基づいた教育を推進しています。</li> <li>◆特別支援学校との連携の強化を図りながら、幅広い分野の専門的知識や技術を、小・中学校において総合的に活用していきます。</li> <li>◆（小・中）学校全校で、特別支援教育コーディネーターを任命しています。</li> <li>◆障がいのある児童生徒の健やかな発達を支援できるよう、教職員が県総合教育センター等の研修に積極的に参加することを通して、特別支援教育に対する専門性の向上と障がい者（児）への理解を図ります。</li> <li>◆必要に応じて県の事業を活用し、特別支援学校、教育センター等からの指導助言を受けています。</li> </ul>
②発達障がい児に対する 支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆発達障がいのある児童生徒への教育的対応については、県の研究成果や国における研究及び施策の動向などを踏まえ、支援体制の整備を図ります。</li> <li>◆スクールソーシャルワーカー連絡協議会を定期的で開催し、各校の関係者と支援の在り方を協議します。</li> <li>◆特別支援教育コーディネーターが中心となり、支援体制充実のためのケース会を開催し、関係機関との連携を図ります。</li> </ul>
③小・中学校における 教育相談体制・研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障がいについての相談をはじめ、不登校、いじめなどあらゆる教育問題について、早期解決・改善を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーターを全校配置しています。</li> <li>◆障がいの種類等に応じた専門的な指導を行うため、専門家による特別支援教育研修の更なる充実を図ります。</li> </ul>

事業項目	事業の内容
④障がい者(児)に対する理解を促す教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆総合的な学習の時間などを活用し、町内の学校の児童生徒に対し、地域の障がい者(児)とのふれあい・交流活動の実施、ゲストティーチャーとして障がいのある方から学ぶ場の確保など、障がい者(児)に対する正しい理解・認識と、思いやりの心を育みます。</li> <li>◆発達段階に応じて、各教科等の学習内容と関連させながら、授業のゲストティーチャーとして障がいのある方から学んだり、交流したりして、障がい者(児)理解を進めます。</li> <li>◆学校での福祉教育の成果を生かすため、社会福祉協議会、障がい者関係施設、ボランティア団体と連携し、具体的な福祉活動の実践を推進します。</li> </ul>
⑤放課後子どもプランの策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆小学校区で、教育施策と福祉施策を一体的に実施する「放課後子どもプラン」を策定し、子どもが安全で健やかに活動できる場所を確保することにより、保護者が労働等により昼間家庭にいない障がい児の放課後の活動支援を図ります。</li> </ul>
⑥進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆就学前から義務教育終了後の進路を説明することで、適切な学びの場が選択できるようにしています。</li> <li>◆卒業後に自立した生活を送ることができるよう、卒業生との交流や生活学習、また中学2年生時には職場体験を行います。</li> </ul>
⑦学校施設の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障がいのある児童生徒が安心して通い、使いやすく安全性が確保された学校施設とするため、長寿命化改修を進める中でバリアフリーに配慮した学校施設、設備の整備改善を図ります。</li> </ul>

## 基本目標4 自分らしく働くことができる環境と居場所づくり

### 基本施策1 雇用・就労の充実

#### 現状と課題

- 障がい者対象のアンケート調査では、地域や社会に積極的に参加するために必要なこととして、「障がい者が働ける場を増やす」が25.4%で最も高くなっています。また、町民対象のアンケート調査では、「障がい者がもっと雇用されるべきと思うか」について、「そう思う」または「ある程度そう思う」と回答した方は8割近くとなっており、前回調査（平成29年度実施）を超えています。職業訓練の機会の充実を図るとともに、障がい者に合った仕事や職域の開発、障がいの特性に配慮した就労機会の拡大を地道に図っていくことが必要です。
- 就労後、人間関係を要因とした退職が発生するなど、事業主や従業員に対する啓発活動がまだ十分に行っていないため、今後も企業に対して障がい者の採用を促進するために、企業側の理解促進に努める必要があります。
- 今後も、福祉分野と雇用・教育分野の連携を強化し、障がい者がその適性に応じて、より力を発揮して働ける環境づくりを進めるとともに、通勤手段の確保など周辺環境の整備も合わせた就労支援に努める必要があります。

#### 施策の方向性

事業項目	事業の内容
①福祉と雇用の連携による 就労支援	◆就労を希望する障がい者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上等のため、必要な訓練を行う「就労移行支援事業」や、一般就労へ移行した障がい者に対して相談や連絡調整等を行う「就労定着支援」、一般の事業所で雇用されることが困難な障がい者に対して就労の機会を提供する「就労継続支援事業」などの取組を推進します。
②雇用への移行を進める 支援策の充実	◆ハローワークが実施する「トライアル雇用事業」（一定期間の試行的雇用）を活用し、雇用への移行を促進します。 ◆障がい者及び事業主に対して、雇用の前後を通じて障がいの特性を踏まえた直接的・専門的な援助を行うジョブコーチの活用について働きかけます。
③雇用と福祉を結ぶ ネットワークの形成	◆ハローワークや岡山県障害者職業センター、就労系事業所等の地域資源のネットワーク形成を図るとともに、障がい者雇用の情報提供や相談体制の充実等により、障がい者の就労支援を推進します。
④福祉施設における 雇用の場の拡大	◆就労系事業所等において、就労促進に向けてのさまざまな事業の充実を図ります。また、最低賃金増加に伴う対応や福祉的就労における工賃向上に向けた取組を検討します。 ◆地域活動支援センターの充実を図り、障がい者に対する創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進の場の提供に努めます。

事業項目	事業の内容
⑤優先調達への推進	◆平成 25 (2013) 年 4 月に施行された障害者優先調達法に基づき、障がい者就労施設等の実施事業を把握し、優先的な物品または役務の調達を図ります。
⑥障がい者雇用に対する理解の促進	◆企業（事業主）に対し、障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する啓発などを働きかけるとともに、障がい者雇用への理解を促すために、各種啓発や PR を行い、障がい者の雇用拡大や労働環境の整備を働きかけます。 ◆ハローワーク、東備地域生活支援センター、岡山労働局、岡山障害者就業・生活支援センター、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構岡山支部など関係機関と連携し、事業主に対する障がい者雇用に関する啓発に取り組めます。 ◆町職員への雇用については、今後とも努力を継続します。
⑦障がい者の職業能力開発の充実	◆障がい者の就労にあたって、IT機器の活用は有効な手段となることから、障がい者のIT機器の活用能力を高める支援について、就労移行事業所等との連携の元、進めます。
⑧多様な雇用・就業機会の確保	◆障がい者の雇用を拡大するため、町が取り組む事業について、町内の施設や事業所への雇用を推進します。 ◆障がいの状況により在宅で就労を希望する障がい者に対して、インターネット等の情報通信網を利用した障がい者の在宅勤務を支援する体制づくりを検討します。

## 基本施策2 地域での交流やスポーツ・文化活動への参加の機会の充実

### 現状と課題

- 生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動、文化活動への参加は、多くの町民にとって、自己の能力の開発や生きがいづくりに有意義であり、楽しく活動できる事業に参加し、地域住民との交流を活発に行うことは日常生活を豊かにするために重要です。
- 障がい者対象のアンケート調査では、普段の地域の人とおつきあいについて、「会った時はあいさつしあう」が 74.9%である一方、「つきあいはしていない」が 14.5%となっています。また、町民対象のアンケート調査において「障がい者の福祉に関心がない」と回答した方に対して、その理由をうかがったところ、「障がい者と接する機会やきっかけがなかったから」が 6割程度で最も高くなっていたことから、障がい者と接する機会が福祉へ関心をもつきっかけになると考えられます。
- 本町では、障がい者の芸術文化活動の支援として、健康福祉フェアや東備自立支援協議会でのイベントにおいて、作品展示を行うなどしています。
- 生涯学習については、学び館「サエスタ」や各地区公民館・集会所等において、趣味・教養等の各種講座や交流事業を展開しています。
- スポーツ活動については、町体育館や和気鶉飼谷交通公園（多目的公園）等において、生涯スポーツ、競技スポーツ等が行われています。

- 生涯学習、スポーツ活動ともに年齢や障がいに関係なく参加できるような内容を取り入れ工夫しているものの、参加者は少ない状況であり、障がい者も共に学べる体制の整備（ハード面）についての充実が求められています。
- 今後も、障がい者がそれぞれの障がいに応じた生涯学習やスポーツ活動、芸術文化活動に親しめるよう、指導員の養成や組織づくり等の基盤整備を行うとともに、身近な地域で気軽に活動を楽しむことができるよう、講座やイベント内容を検討し、参加機会の拡充を図るとともに障がい者への情報提供なども工夫していく必要があります。
- 施設・設備においては、一部のバリアフリー化が進んでいるものの、施設の老朽化に伴う修繕が必要な箇所が増えており、現状維持のための整備が必要な状況です。

### 施策の方向性

事業項目	事業の内容
①身近な地域における生涯学習機会の充実	◆各地区公民館など身近な地域において、障がい者が生涯学習活動に取り組めるよう、年齢や障がいに関係なく参加できる各種講座等の情報提供、受け入れ体制等の整備充実を図ります。
②図書館サービスの充実	◆図書館において、点字図書、録音図書、大型活字本の充実や、対面朗読サービス、図書宅配サービスなど、障がい者に配慮したサービスの拡充を図ります。
③スポーツ・レクリエーション活動の推進	◆年齢や障がいに関係なく参加できるニュースポーツなど、身近な地域でスポーツ・レクリエーションを楽しめる機会や活動の場の充実に努めるとともに、仲間づくりや情報提供、専門的な指導員の養成・確保など、継続してスポーツ等を楽しめる環境づくりを推進します。 ◆県等が主催するスポーツ大会等への参加を積極的に支援します。
④芸術文化鑑賞の支援	◆各種文化講演セミナー等において、手話通訳者や要約筆記者の配置に努めます。
⑤文化発表や作品展等の開催支援	◆障がい者の芸術文化活動の機会の拡充や発表の場の提供、作品展等の開催を支援します。
⑥施設・設備の整備・充実	◆障がい者が自主的に活動できるよう、公民館やスポーツ施設等のバリアフリー化を推進します。

## 基本目標5 安心・安全に暮らせるまちづくり

### 基本施策1 生活環境のバリアフリー化

#### 現状と課題

- 障がい者が住み慣れた地域で安全で快適な生活を送るためには、住宅や交通機関、公共施設等が障がい者等に配慮した施設や設備となっていることが必要です。
- 本町では、道路や公共施設のバリアフリー化、視覚障がい者誘導ブロックの敷設、障がい者専用駐車場の設置、車いす用トイレの設置、音響式信号機の設置など障がい者等が外出しやすい環境の整備に努めています。
- 多くの人々が利用する公園・緑地についても、近年開設されたものについては、バリアフリー仕様の設計となっています。
- 障がい者の移送については、車いす対応車両の貸出や福祉バスの運行を行っています。
- 障がい者対象のアンケート調査では、外出の頻度について、比較的外出する層（「毎日外出する」+「1週間に数回外出する」）が7割以上を占めています。また、外出時の困ることや不便に思うこととして、「とくに困ったり不便に感じることはない」が43.2%と最も高くなっていますが、困ることとして「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りがたいへんである」が最も多い項目として挙げられています。
- 当事者へのヒアリング調査では、一人での移動が不安であることや、移動手段が限られている等の意見が挙げられており、移動手段の充実が求められています。
- 高齢化の進行も相まって、障がいの有無に関係なく、町民全体が暮らしやすい環境づくりを進めることは重要であり、近隣の店舗や施設、生活道路など日常生活上、身近に利用する施設や設備をはじめ、居住環境や生活環境のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点による都市基盤の整備を順次進めていくことが必要です。

#### 施策の方向性

事業項目	事業の内容
①グループホーム等の整備促進	◆家庭環境や住宅事情等の理由で自立した生活が困難な障がい者や日常生活上の援助を必要とする障がい者が居住できるグループホーム等の整備を促進します。 ◆今後、強度行動障がいの方に対応したグループホームの充実を図ります。
②学校や公共施設等のバリアフリー化の推進	◆認定こども園、小学校、中学校の教育施設をはじめ、各種公共施設について、長寿命化改修時にあわせてバリアフリー整備を推進します。 ◆既存の公園・緑地についても、周辺におけるバリアフリー化の現状や地域住民のニーズを踏まえつつ、バリアフリー整備に努めます。

事業項目	事業の内容
③安全な歩行空間の確保	<p>◆障がい者が安心して利用できる歩行空間とするために、車いすが交差できる幅の広い歩道の整備や歩道の段差解消、視覚障がい者誘導ブロックの敷設等に努め、バリアフリーの道づくりを推進します。</p> <p>◆令和6年3月に「和気町バリアフリー基本構想」を策定し、和気駅周辺地区を重点整備地区として、道路の整備をはじめ様々な施設についてそれぞれの事業主体と共にバリアフリー化の推進を図ります。</p> <p>◆バリアフリーに関する情報を継続的に発信していくとともに、周辺区域についても順次、整備の必要性や優先順位等を検討しつつ、継続的にバリアフリー化を推進し、まち全体に広がっていくように努めていきます。</p> <p>◆放置自転車など、道路上の放置物に対する指導を実施し、安全な歩行空間の確保に努めます。</p>
④交通安全対策の推進	<p>◆道路や交通安全施設の整備を図るとともに、関係機関や団体が一体となって、障がい者を交通事故から守る取組を推進します。</p>
⑤移動支援事業の実施	<p>◆屋外での移動に困難がある在宅の障がい者（児）について、外出のための支援を行うため、地域生活支援事業の「移動支援事業」として、個別的な支援が必要な人へのマンツーマンでの移動支援を行います。</p>
⑥公共交通機関の利便性向上	<p>◆障がい者等の外出を支援するため、路線バスのノンステップバスやリフト付バスの導入を関係機関に働きかけます。</p> <p>◆町営バスについては、運行ルートや車両など、障がい者が利用しやすい交通体系を整備します。</p>

## 基本施策2 防災・防犯対策の推進

### 現状と課題

- 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、地震・台風・火災などによる災害を防ぐ対策や、障がい者に対する犯罪・事故などの発生を防ぐ対策も重要です。
- 本町では、避難行動要支援者名簿を作成しており、また、広報紙や防災訓練等において避難場所や避難行動要支援者に対する地域ぐるみの避難誘導等の対応について周知しています。さらに、「和気町地域防災計画」の中で避難行動要支援者への支援対策及び安全対策について明記しており、障がい者に配慮した防災対策を推進しています。
- 障がい者対象のアンケート調査では、地震や台風等の災害が発生した場合に「ひとりで避難できる」人の割合は5割を超えており、前回調査時（平成29年度実施）を上回っています。また災害時に困ることとして、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」、「安全なところまで、すぐに避難することができない」、「どのような災害が起こったのか、すぐにはわからない」が主な内容となっていることから、地域住民やボランティア等と連携を図りながら、障がい者等の要援助者の把握や、緊急時に対応できる救助、避難支援体制の確立をめざす必要があります。
- 災害時の情報提供について本町では、町防災行政無線と告知放送で周知し、聴覚障がいがある単独世帯に対してはFAXにて通知をしています。
- 日頃から近隣と助け合いの関係を築き、災害などが発生しても安全に避難し被害を最小限に食い止めることができるよう、近隣間の支援体制を整備することが必要です。
- 災害時や本人の身体の異常時に電話回線を利用し、あらかじめ登録している協力員や緊急連絡先、または内容により消防署、警察署へ連絡できる緊急通報装置の貸出を実施しています。
- 防犯について本町では、小学校入学時に防犯ブザーの配付や、登下校時のパトロールを行っています。今後も引き続き、誰もが安心して地域生活を送るために、犯罪を未然に防ぐ防犯対策の充実に取り組む必要があります。

### 施策の方向性

事業項目	事業の内容
①防災・防犯意識の向上	<ul style="list-style-type: none"><li>◆障がい者やその家族に対し防災・防犯に関する意識の高揚を図る啓発を実施します。</li><li>◆基礎的な防災知識や防災技術を習得できるよう指導を行い、自主防災組織の強化を図ります。また組織がない地域については、地域での助け合い・支え合いの考え方を踏まえ、町民の自主性を尊重しながら、組織化のための啓発を図ります。</li><li>◆障がい者等が犯罪や災害の被害に遭わないように、町及び警察、消防、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等が連携しながら、日頃から見守りや声かけを行います。</li></ul>

事業項目	事業の内容
②避難行動要支援者の 避難誘導体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「和気町地域防災計画」に基づき、平常時から、情報伝達体制の整備、災害時要援護者に関する情報の把握・共有等の避難誘導体制の整備に努めます。</li> <li>◆災害発生時の円滑な避難誘導のため、行政機関と地域の福祉関係者等が連携し、障がい者等の所在の積極的な把握を行います。</li> <li>◆有事の際に地方公共団体等が国民の保護に関する措置を講ずることを定めた「国民保護計画」において、障がい者等の避難誘導体制の整備に努めます。</li> <li>◆避難時に支援が必要な人に対して、さまざまな機会を通じて名簿への登録の呼びかけを実施します。また、福祉部局と防災部局等と情報を共有し、要援護者が安全に避難できる体制づくりを進めます。</li> <li>◆各福祉部局と防災部局連携の元「個別避難計画」の作成を促進します。</li> </ul>
③緊急時通信手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害時の情報伝達手段として、町防災行政無線等の既存手段の充実を図るほか、令和6年度から導入されるアプリを活用した新たな情報伝達手段も充実させます。</li> <li>◆岡山県が実施する「おかやま防災情報メール」を活用し、緊急時の最新情報の入手に努めるとともに、町民に対して「おかやま防災情報メール」の周知を図ります。</li> </ul>
④防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆障がい者を含めて、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会づくりのために、防犯ブザーの配付や地域住民が行う防犯パトロールの充実に努めます。</li> </ul>

## 基本目標6 共に認め合い尊重し合う社会づくり

### 基本施策1 障がいに対する理解や配慮の促進

#### 現状と課題

- 障がい者対象のアンケート調査では、障がいがあることで差別やいやな思いをする（した）経験について、ある層（「ある」＋「少しある」）は4割以上となっており、特に知的障がいや精神障がいでは差別を受けたことのある割合が高くなっています。差別を受けた場面としては、「周りやまちなかで接する人の視線」が最も高く、「隣近所づきあい」、「仕事や収入面」、「地区の行事・集まり」が続いています。
- 町民対象のアンケート調査においては、「和気町では障がい者に対し、障がいを理由とする差別や偏見があると思うか」について、約4割が「あると思う」または「少しはあると思う」と回答しており、年齢が高いほど「あると思う」または「少しはあると思う」と回答した割合が高くなっています。障がい者への町民の理解を深めるために必要なこととして、「学校における福祉教育の充実」が6割近くで最も高くなっています。
- 本町では、広報紙等を通じて、障がいや障がい者に対する町民の理解を深める啓発に努めています。また、和気町人権条例に基づき地区啓発を行い、その中で障がい者問題も取り入れています。しかし、地域における障がい者理解は十分とは言えない状況にあります。
- 行政からの一方的な啓発活動だけではなく、障がい者と地域住民との交流や、学校教育では、総合的な学習の時間に体験学習などを取り入れた福祉教育の実践等を通して、障がい者に対する理解を深めていくことが必要です。
- 地域の大人自身の障がい者に対する見方や意識を正すとともに、障がい者に対する誤った認識が生じないよう、イベント等による交流・ふれあいを推進する必要があります。

#### 施策の方向性

事業項目	事業の内容
①各種広報啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>◆町や社会福祉協議会の広報をはじめ、障がい者団体や障がい者関係事業所・施設の機関紙等による広報啓発活動の推進や、「障害者の日」「障害者週間」等の啓発行事を継続的に実施し、障がい者に対する町民の理解をより一層深めます。</li><li>◆福祉に対する理解を深めるため、広報紙やパンフレット・リーフレット、インターネット、情報コーナーの設置による広報・啓発活動の充実を図ります。</li></ul>
②障害者差別解消法の周知	<ul style="list-style-type: none"><li>◆障害者差別解消法の周知により、差別行為の認識をはじめ、障がい者に対する認識を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進します。</li><li>◆自立支援協議会を中心に、学生等に向けた広報・啓発を進めます。</li><li>◆障害者差別解消法の改正を踏まえ、民間事業者等に対して合理的配慮の提供義務を周知します。</li></ul>

事業項目	事業の内容
③権利擁護の推進	<p>◆相談支援事業の中で利用者の権利擁護のための成年後見制度の利用支援を図るとともに、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の周知とその活用を図ります。</p> <p>◆金銭管理に不安のある人等が制度を適切に利用できるよう、情報提供に努めます。</p>
④人権教育の推進	<p>◆生涯学習等の場に障がい者の理解につながるテーマを積極的に取り入れ、町民が相互の人権を尊重し、共存していくという人権尊重の理念が日常生活の中で根づくよう、多様な学習機会と啓発活動の充実を図ります。</p>
⑤行政サービスにおける配慮	<p>◆各種事業の実施や相談対応等において、障がい者が必要とする場合に、社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行います。研修等の実施により、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。障がいの有無、種類に関わらず、行政にかかわる必要な情報が伝達されるよう、わかりやすい情報発信に努めます。</p> <p>◆選挙等において、障がいがあることによる情報格差の解消や投票方法を工夫するなど、政治に参加できる環境づくりに努めます。</p>
⑥各種イベントの開催	<p>◆障がいの有無にかかわらず参加できる各種イベント等を開催し、子どもから高齢者まで幅広い町民の参加を呼びかけます。</p>
⑦地域交流活動の推進	<p>◆障がいの有無にかかわらず町民が交流し合える各種交流事業の内容の充実を図るとともに、幅広く周知を行い、参加者の拡大を図ります。</p> <p>◆地域の祭りや運動会等の地域行事に障がい者が参加しやすくなるよう、主催者への啓発を進めるとともに、実施にあたっての支援を充実します。</p>

## 基本施策2 情報提供の充実

### 現状と課題

- 障がい者が地域で安心した生活を送るためには、コミュニケーション支援の充実とともに、必要な情報が的確に伝わる必要があります。
- とりわけ、視覚障がい者や聴覚障がい者をはじめ、障がいにより情報の入手や伝達が困難な方に対する情報提供と各種サービスや支援等についての利用の円滑化への配慮が必要とされています。また、障がい者の個々の能力を引き出し、障がい者自身の自立と社会参加を支援する手段として情報通信技術（ICT）の活用の検討も求められています。
- 障がい者対象のアンケート調査では、情報の入手先について、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が最も高くなっており、次いで「行政機関の広報紙」、「家族や親戚、友人・知人」が続いています。「インターネット」の割合は2割程度となっており、広報誌やHPなどあらゆる媒体においてわかりやすい情報を発信することが求められます。また、「家族や親戚、友人・知人」の割合が高いことから、身近な人から正しい情報を得られることが重要です。
- 本町では、ボランティアによる音声版の広報紙等の支援を行ってきましたが、今後はスマートフォン等を活用し、障がい特性に応じて情報取得を行える環境整備が求められます。
- 障がい者の生活に関する福祉サービス、就学、就労、地域の諸活動など、生活に必要なあらゆる情報が、情報を必要とするすべての障がい者に伝わるよう、さまざまな手段で情報提供を受けることができるような環境づくりを推進する必要があります。

### 施策の方向性

事業項目	事業の内容
①コミュニケーション支援事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆聴覚・言語機能障がい者を対象に、手話通訳者の派遣、要約筆記奉仕員の派遣を行います。</li> <li>◆手話通訳者は岡山県聴覚障害者センター、要約筆記奉仕員は備前要約筆記者クラブからの派遣となります。</li> <li>◆要約筆記奉仕員については、養成講座を実施し、人材の確保を図ります。</li> <li>◆手話通訳者の派遣について、必要とする人が利用できるよう周知に努めます。</li> <li>◆手話言語条例が制定されたことから、手話への理解促進に向け努めます。</li> </ul>
②情報伝達手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆視覚障がい者に対しては、音声版の広報紙等の情報伝達手段を充実し、情報格差の解消に努めます。</li> <li>◆各種情報媒体（住民ハンドブック、防災マップ等）について、障がい者の利用に役立つよう音訳、点字化などの促進を図ります。</li> <li>◆障がい特性に応じた情報提供が行えるよう、スマートフォン等を活用した情報発信手段について検討を進めます。</li> </ul>
③情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆広報紙、町ホームページにおける福祉関連情報の充実や、町内の公共施設や駐車場、トイレ等のバリアフリー施設の情報を提供し、障がい者の積極的な社会参加を促進します。</li> <li>◆委員会等において、当事者や専門職等の意見を把握しながらバリアフリー施設の充実を図ります。</li> </ul>
④専門性の高い人材の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆手話通訳者や要約筆記奉仕員、点訳・音訳等の人材の確保を図るとともに、派遣体制の充実に努めます。</li> </ul>

## 基本施策3 地域福祉の推進

### 現状と課題

- 社会情勢の急激な変化や人々の価値観の多様化により、町民の福祉に対するニーズは多様化・高度化しているといわれています。一方で、行政の財政状況は厳しいものがあり、町民のすべてのニーズに対応することは困難となっています。
- こうした中で、「町民にできることは町民で」という発想のもとで、町民と行政が協働で地域の福祉サービスを担っていく地域福祉の考えが重要となっています。
- 特に、制度の隙間にある人を早期に発見し、状況に応じた適切な対応やサービスが迅速に受けられるよう関係機関・団体が連携し、相談からサービス調整、提供を一体的にできる総合的な地域ケアの仕組みづくりが必要となっています。
- 地域では、自治会、老人クラブ、子ども会、社会福祉協議会、公民館、PTA、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員など、さまざまな団体が活動し、高齢者への声かけ・安否確認や登下校の見守りなどの活動を行っており、こうした団体・人々を地域福祉推進の原動力としていく必要があります。
- 本町においては、障害者相談員の周知がまだ十分でないため、今後も周知に努め、相談に応じて必要な助言を行う必要があります。
- 町民対象のアンケート調査では、障がい者を対象とするボランティア活動をした経験について、「ない」が約7割、「ないが関心はある」が約2割、「ある」が約1割となっています。障がい者を対象とするボランティア活動に参加するために必要なこととして、「気軽に参加できる雰囲気」「時間の余裕」が3割台半ばで最も高くなっており、ライフスタイルに合わせて参加できることや誘い合って活動できる関係づくりが重要です。
- 障がいの有無や年齢、家庭の状況などに関係なく、近隣住民同士の支え合い、助け合いの精神に基づいた地域福祉を推進し、地域における交流活動や福祉活動の充実強化を図ることにより、障がい者の社会参加を促進することが大切です。

### 施策の方向性

事業項目	事業の内容
①小地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自治会をはじめ、身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員、民生委員・児童委員、ボランティア、社会福祉協議会等地域に根ざした各種団体や組織と連携した小地域助け合い活動を促進し、地域の障がい者等に対する声かけ・見守りなどの個別援助活動を促進します。</li> <li>◆小地域での各団体・機関のネットワークづくりを促進し、保健・医療・福祉の関係機関、事業者、ボランティアのほか、地域を構成する多様な町民や団体・機関が連携し、地域の課題を共有して自主的に解決する仕組みづくりを促進します。</li> <li>◆障がい者や支援者が地域住民のネットワークに参加できるよう意識啓発を図り、障がいのあるなしにかかわらず支え合うことのできる地域づくりを促進します。</li> </ul>
②地域における見守り活動機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆自治会等での支え合いや見守り・助け合い活動を働きかけ、近隣間での支え合いの機能を充実強化します。</li> </ul>

事業項目	事業の内容
<p>③ボランティアなど地域福祉の担い手の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆社会福祉協議会との連携のもと、ボランティア活動への参加意欲のある町民に対し活動への参加を促進するための啓発を図ります。また、活動へ参加しやすい雰囲気づくりに努めます。</li> <li>◆社会福祉協議会との連携のもと、ボランティア登録者とボランティアを必要とする人を結びつけるコーディネート機能の充実を図ります。</li> <li>◆町民がボランティア活動に気軽に参加できるよう、ボランティア研修の案内やガイドヘルパーの専門的知識を習得する講座等、多様な講座への参加を促進し、参加機会の充実を図ります。</li> </ul>
<p>④活動拠点の整備・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆公民館、学校施設や地域の集会所等、既存施設を有効に活用し、町民主体の地域福祉活動拠点の整備・充実に努めます。</li> <li>◆障がいの有無に関わらず、誰もが利用しやすい活動拠点となるよう、バリアフリー設備の充実に努めます。</li> </ul>

## **第3部 第7期障がい福祉計画**

# 第1章 令和8（2026）年度の数値目標

## 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域移行者数：令和4（2022）年度末施設入所者の<u>6%以上</u></li> <li>●施設入所者数：令和4（2022）年度末の<u>5%以上削減</u></li> </ul>
--------	---

指標	目標値	考え方
令和4（2022）年度末時点の施設入所者（A）	17人	令和4年度末時点の入所者数
【目標】地域生活移行者の増加	2人 ----- 8.5%	（A）のうち、令和8（2026）年度末までに地域生活に移行する人の目標値
令和8（2026）年度末時点の施設入所者（B）	16人	令和8（2026）年度末の利用人員見込み
【目標】施設入所者の削減	1人 ----- 5.9%	差引減少見込み数（A）－（B）

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする【目標設定都道府県】</li> <li>●令和5（2023）年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数（65歳以上・未満）の設定【目標設定都道府県】</li> <li>●精神病床における早期退院率に関して、入院後3カ月時点の退院率については68.9%以上、入院後6カ月時点の退院率については84.5%以上及び入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする【目標設定都道府県】</li> </ul>
--------	--

項目	令和6（2024）年度	令和7（2025）年度	令和8（2026）年度
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	5回	5回	5回
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	37人	37人	37人
【目標値】 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	5回	5回	5回
【目標値】 精神障がい者の地域移行支援	3人	3人	3人

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
【目標値】 精神障がい者の地域定着支援	2人	2人	2人
【目標値】 精神障がい者の共同生活援助	3人	3人	3人
【目標値】 精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	1人
【目標値】 精神障がい者の自立訓練（生活訓練）	1人	1人	1人

### 3 地域生活支援の充実

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各市町村または各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討</li> <li>●強度行動障がいを有する方に関し、各市町村または各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める</li> </ul>
------------	---

指標	目標値
地域生活支援拠点等の整備（か所）	近隣市町と共同で1か所整備
地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築
運用状況の検証・検討回数	年1回以上
強度行動障がいを有する方への支援体制の整備	圏域で実施

#### ■活動指標

項目	内容
コーディネーターの配置人数	圏域において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

#### ■見込量

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

国の 基本指針	●一般就労への移行者数：令和3（2021）年度の <b>1.28 倍</b> うち移行支援事業： <b>1.31 倍</b> 、就労A： <b>1.29 倍</b> 、就労B： <b>1.28 倍</b>
	●就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の <b>5割以上</b>
	●就労定着支援事業利用者数：令和3（2021）年度末実績の <b>1.41 倍以上</b>
	●就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合： <b>2割5分以上</b>

現状	令和3（2021）年度		令和4（2022）年度		令和5（2023）年度		
	移行者数		0人		1人		0人
目 標			就労移行者数 令和3年度末	目標値 令和8年度末	比率	基本指針	
	合計		0人	2人	2倍	1.28 倍以上	
	就労移行支援		0人	2人	2倍	1.31 倍以上	
	就労継続支援A型		0人	2人	2倍	1.29 倍以上	
	就労継続支援B型		0人	2人	2倍	1.28 倍以上	

項目	数値	考え方
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50.0%	

項目	数値	考え方
令和3（2021）年度末における就労定着支援事業の利用者数	0人	
就労定着支援事業の利用者数	2人	令和3（2021）年度就労定着支援事業の利用者数の1.41倍以上

項目	数値	考え方
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合	25.0%	2割5分以上

## 5 発達障がいのある人等に対する支援

### ■活動指標

項目	内容
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状のペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の実施状況及び発達障がいのある人等の人数を勘案し、受講者数の見込みを設定します。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び発達障がいのある人等の人数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。
ピアサポートの活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び発達障害のある人等の人数を勘案し、参加人数の見込みを設定します。

### ■見込量

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	2人	2人	2人
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人

## 6 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置を含む。）する</li> <li>●地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する</li> </ul>
--------	---

指標	目標値	考え方
基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援実施機関の設置	1か所	近隣市町と共同で整備を行う

指標	目標値	考え方
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	1か所	近隣市町と共同で整備を行う
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	実施	

### ■活動指標

項目	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	6件	6件	6件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2件	2件	2件
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12件	12件	12件

## 7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

<p>国の基本指針</p>	<p>●各都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築</p>
項目	数値
<p>都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数</p>	<p>1人</p>
<p>障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築と実施回数</p>	<p>無 1回/年</p>

# 第2章 第7期計画の見込量

## 1 サービス見込量の推計方法

障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の見込量については、過去のサービス利用実績の推移や現利用者の状況、国の基本指針に定める数値目標を勘案した数値を推計し、また、社会情勢や町の施策等を考慮し推計します。

## 2 障害者総合支援法に基づくサービス体系

### ■障害福祉サービス等の体系（概念図）

サービスは、障がいのある人のそれぞれの障害程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。



### 3 障がい福祉サービスの実績及び見込量

#### (1) 訪問系サービス

サービス名	サービスの内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	ホームヘルプサービスの支給が必要と判断された障がい者に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事等の身体介護、洗濯、掃除等の家事援助、通院等の介助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や重度の知的障がい、精神障がい者で、常に介護が必要な障がい者に対して、自宅等で入浴・排泄・食事などの介護から外出時の介護までを総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人の外出に同行して、必要な視覚的情報の支援、移動の援護等を行うサービスです。
行動援護	知的障がい、精神障がいによる行動上の著しい困難があり、常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等 包括支援	障害支援区分6（児童については区分6相当）で意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がい者に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に提供するサービスです。

#### 【第6期計画の見込量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
居宅介護	見込量	利用時間	330 時間/月	330 時間/月	330 時間/月
		利用者数	33 人/月	33 人/月	33 人/月
	実績	利用時間	339 時間/月	270 時間/月	223 時間/月
		利用者数	32 人/月	28 人/月	25 人/月
重度訪問介護	見込量	利用時間	20 時間/月	20 時間/月	20 時間/月
		利用者数	1 人/月	1 人/月	1 人/月
	実績	利用時間	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
		利用者数	0 人/月	0 人/月	0 人/月
同行援護	見込量	利用時間	45 時間/月	45 時間/月	45 時間/月
		利用者数	3 人/月	3 人/月	3 人/月
	実績	利用時間	11 時間/月	17 時間/月	19 時間/月
		利用者数	1 人/月	2 人/月	2 人/月

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
行動援護	見込量	利用時間	15 時間/月	15 時間/月	15 時間/月
		利用者数	2 人/月	2 人/月	2 人/月
	実績	利用時間	17 時間/月	13 時間/月	13 時間/月
		利用者数	3 人/月	3 人/月	3 人/月
重度障害者等包括支援	見込量	利用時間	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
		利用者数	0 人/月	0 人/月	0 人/月
	実績	利用時間	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
		利用者数	0 人/月	0 人/月	0 人/月

「居宅介護」は、令和4年以降利用者・利用時間ともに計画を下回っています。同行援護についても利用者・利用時間ともに計画を下回っています。「行動援護」については、利用者・利用時間ともに概ね計画通りとなっています。

#### 【第7期計画期間の見込量】

事業名	単位	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
居宅介護	利用時間	224 時間/月	224 時間/月	224 時間/月
	利用者数	28 人/月	28 人/月	28 人/月
重度訪問介護	利用時間	20 時間/月	20 時間/月	20 時間/月
	利用者数	1 人/月	1 人/月	1 人/月
同行援護	利用時間	22 時間/月	22 時間/月	22 時間/月
	利用者数	2 人/月	2 人/月	2 人/月
行動援護	利用時間	24 時間/月	24 時間/月	24 時間/月
	利用者数	3 人/月	3 人/月	3 人/月
重度障害者等 包括支援	利用時間	0 時間/月	0 時間/月	0 時間/月
	利用者数	0 人/月	0 人/月	0 人/月

#### ■訪問系サービスの見込量確保の方策

訪問系サービスは、日常生活を営む上で支障がある障がい者の居宅生活を支える重要なサービスです。見守りをしている親族の高齢化が進んでいる中で、親族が居ない、または親族が居ても面倒を見ないというケースが見受けられます。また、入所施設や精神科病院からの地域移行を見据えて、受け皿となる事業所の拡大を図るため、多様な事業所の参入を働きかけるとともに、サービスに関する情報提供に努め、利用者本位のサービス提供を推進できるよう、サービス量の確保に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護〔介護給付〕

地域や入所施設で生活を営むために常に介護等の支援が必要な方に対し、食事や入浴、排せつなどの介護や、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供するなど、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。

#### 【第6期計画の見込量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
生活介護	見込量	利用者数	50人/月	52人/月	53人/月
		サービス量	950人日/月	988人日/月	1,007人日/月
	実績	利用者数	43人/月	43人/月	43人/月
		サービス量	876人日/月	853人日/月	864人日/月

利用者数・サービス量ともに計画を下回っています。

#### 【第7期計画期間の見込量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
生活介護	利用者数	43人/月	43人/月	43人/月
	サービス量	881人日/月	881人日/月	881人日/月

地域で自立した生活を送るためには、日中活動の場が必要となるため、サービス提供事業所の確保・情報提供が必要となります。また、障がい者の増加に伴い利用量も増加していくと考えられるため、今後もサービスの拡大を図ります。

### ②自立訓練（機能訓練）〔訓練等給付〕

地域生活を営む上で、一定の支援が必要な障がい者等に対し、身体能力・生活能力の維持・向上などのための歩行訓練や家事などの訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

#### 【第6期計画の見込量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
自立訓練 (機能訓練)	見込量	利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
		サービス量	20人日/月	20人日/月	20人日/月
	実績	利用者数	5人/月	0人/月	0人/月
		サービス量	1人日/月	0人日/月	0人日/月

令和4年度以降は利用実績がありません。

【第7期計画期間の見込量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
	サービス量	20人日/月	20人日/月	20人日/月

今後も利用者数は少ないと見込まれますが、事業は現状を維持して引き続き実施します。

③自立訓練（生活訓練）〔訓練等給付〕

地域生活を営む上で一定の支援が必要な障がい者等に対し、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

【第6期計画の見込量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
自立訓練 (生活訓練)	見込量	利用者数	2人/月	2人/月	2人/月
		サービス量	30人日/月	30人日/月	30人日/月
	実績	利用者数	1人/月	0人/月	0人/月
		サービス量	5人日/月	0人日/月	0人日/月

利用者数・サービス量共に計画を下回っています。

【第7期計画期間の見込量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	3人/月	3人/月	3人/月
	サービス量	39人日/月	39人日/月	39人日/月

現状通り事業を継続する中で、地域生活への移行の第一歩としてサービスの提供を行います。

④就労選択支援

障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。

【第7期計画期間の見込量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労選択支援	利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
	サービス量	5人日/月	5人日/月	5人日/月

国の動向等を注視しながら必要に応じてサービスを見込みます。

## ⑤就労移行支援【訓練等給付】

一般企業等への就労を希望し、知識、能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用等が見込まれる人を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための支援を行います。

### 【第6期計画の見込量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
就労移行支援	見込量	利用者数	2人/月	3人/月	3人/月
		サービス量	40人日/月	60人日/月	60人日/月
	実績	利用者数	1人/月	2人/月	2人/月
		サービス量	4人日/月	31人日/月	20人日/月

計画よりも利用者数・サービス量ともに下回っています。

### 【第7期計画期間の見込量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労移行支援	利用者数	2人/月	3人/月	3人/月
	サービス量	31人日/月	47人日/月	47人日/月

一般就労移行者増を目標に、拡大が望まれる事業ですが、実施事業者が限られていること及び事業自体に期限があることから、現状を維持して事業を継続していきます。

また、国・県の示している成果目標も踏まえ設定した和気町の目標達成をめざします。

## ⑥就労継続支援（A型）【訓練等給付】

一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

### 【第6期計画の見込量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
就労継続支援 (A型)	見込量	利用者数	31人/月	32人/月	33人/月
		サービス量	650人日/月	672人日/月	693人日/月
	実績	利用者数	28人/月	27人/月	30人/月
		サービス量	579人日/月	551人日/月	603人日/月

利用者数・サービス量ともに計画を下回っています。

【第7期計画期間の見込量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労継続支援 (A型)	利用者数	31人/月	32人/月	33人/月
	サービス量	646人日/月	667人日/月	688人日/月

A型事業所の拡大や新規参入については未定ですが、今後も利用者の増加が見込まれるため現状通り事業を実施し、A型事業所の確保とサービス体制の整備をめざします。

⑦就労継続支援（B型）【訓練等給付】

一般企業等の雇用に結びつかない方や一定年齢に達している方などに対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など就労に向けた支援を行います。

【第6期計画の見込量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
就労継続支援 (B型)	見込量	利用者数	48人/月	49人/月	51人/月
		サービス量	810人日/月	846人日/月	882人日/月
	実績	利用者数	45人/月	44人/月	40人/月
		サービス量	784人日/月	764人日/月	736人日/月

利用者数・サービス量ともに計画を下回っています。

【第7期計画期間の見込量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労継続支援 (B型)	利用者数	40人/月	41人/月	42人/月
	サービス量	736人日/月	754人日/月	773人日/月

利用者について、近年増減を繰り返している状態であり、今後もほぼ横ばいでの推移すると見込んでいます。

## ⑧就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービスです。

### 【第6期計画の見込量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
就労定着支援	見込量	サービス量	5人日/月	5人日/月	5人日/月
	実績	サービス量	1人日/月	0人日/月	1人日/月

令和4年度は利用がありませんでしたが概ね1名程度の利用実績があります。

### 【第7期計画期間の見込量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
就労定着支援	利用者数	1人/月	1人/月	1人/月

一般就労へ移行した障がい者が継続して勤務出来るようなサービス提供を図ります。

## ⑨療養介護【介護給付】

病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする方に対し、病院等において食事や入浴などの介護を行うとともに、日常生活上の相談支援、機能訓練などを行います。

### 【第6期計画の見込量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
療養介護	見込量	利用者数	3人日/月	3人日/月	3人日/月
	実績	利用者数	3人日/月	3人日/月	3人日/月

計画通りの実績となっています。

### 【第7期計画期間の見込量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
療養介護	利用者数	3人/月	3人/月	3人/月

今後も一定量が見込まれるため、現状通り事業を実施していきますが、サービスが提供できる施設が限られていることが課題となっています。

## ⑩短期入所【介護給付】

自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

### 【第6期計画の見込量・実績】（障がい児短期入所含）

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
短期入所 (福祉型)	見込量	利用者数	4人/月	6人/月	6人/月
		サービス量	12人日/月	20人日/月	20人日/月
	実績	利用者数	3人/月	1人/月	2人/月
		サービス量	24人日/月	17人日/月	21人日/月

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
短期入所 (医療型)	見込量	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
		サービス量	0人日/月	0人日/月	0人日/月
	実績	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
		サービス量	0人日/月	0人日/月	0人日/月

福祉型は利用者数は計画より減少していますがサービス量は概ね計画を上回っています。医療型については、利用実績はありませんでした。

### 【第7期計画期間の見込量】（障がい児短期入所含）

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
短期入所 (福祉型)	利用者数	2人/月	2人/月	2人/月
	サービス量	34人日/月	34人日/月	34人日/月
短期入所 (医療型)	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
	サービス量	0人日/月	0人日/月	0人日/月

利用者数にあまり変動がなく、利用者のニーズに応えるため、提供事業所の確保等、サービス拡大に努めていきます。医療型については、近隣に対応している施設が無く、利用に際しての連携体制が必要となります。

#### ■日中活動系サービスの見込量確保の方策

利用者にとって身近な地域で日中活動の場を確保できるよう、サービス提供事業所の適正な配置に向け、近隣市町並びに事業者との調整に努めながら、サービス提供体制を確立します。

本町でのサービス量の確保が困難である場合は、近隣市町と連携しながら対応していきます。

### (3) 居住系サービス

#### ① 自立生活援助【介護給付】

施設やグループホームを利用していた障がい者で一人暮らしをする人に対して、定期的な訪問を行い、体調や生活面での課題などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。

##### 【第6期計画の見込量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
自立生活援助	見込量	利用者数	2人/月	3人/月	4人/月
	実績	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月

令和5年度まで利用実績はありません。

##### 【第7期計画期間の見込量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
自立生活援助	利用者数	2人/月	3人/月	4人/月

地域移行を進めるために、今後利用者の増加を見込んでいます。一人暮らしを続けるために不安の解消や課題の解決に向けて調整を図ります。

#### ② 共同生活援助【介護給付】

地域で共同生活を営むことができる障がい者で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

##### 【第6期計画の見込量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
共同生活援助	見込量	利用者数	31人/月	32人/月	35人/月
	実績	利用者数	29人/月	33人/月	34人/月

利用者数は概ね計画通りとなっています。

##### 【第7期計画期間の見込量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
共同生活援助	利用者数	35人/月	36人/月	37人/月

地域移行を進めるために、今後も必要な事業としてサービス拡大を図っていきます。自立をめざす単身者も多く、最近では就労に向けて併設事業所ができるなどの状況もみられる中、町としては施設を把握し、空き情報を整理するなど、サービス拡大の基盤整備を進めていきます。

### ③施設入所支援【介護給付】

施設に入所している人に、主に夜間に入浴・排泄・食事などの介護を行うサービスです。

#### 【第6期計画の見込量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
施設入所支援	見込量	利用者数	19人/月	19人/月	18人/月
	実績	利用者数	17人/月	17人/月	17人/月

利用者数は横ばいとなっています。

#### 【第7期計画期間の見込量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
施設入所支援	利用者数	17人/月	17人/月	16人/月

地域移行を図る観点から段階的に利用者数が減少する見込みです。

#### ■居住系サービスの見込量確保の方策

共同生活援助（グループホーム）については、入所施設や精神科病院からの地域移行を進める上で、地域における生活の場として必要不可欠のサービスであるという認識のもと、重点的に整備を進めます。近隣市町とも連携を図りながら共同生活援助（グループホーム）が地域での自立を進める場であり、社会生活能力を高める訓練の場としての機能を有することを周知するとともに、新規事業者の参入促進により、サービス量の確保に努めます。

## （４）相談支援

サービス名	サービスの内容
計画相談支援	障がい福祉サービス等を利用するすべての人に、サービスの支給決定や変更の前に利用計画案を作成し、定期的に見直しを行うとともに、サービス事業者等との連絡調整を行うサービスです。
地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者、または精神科病院に入院している精神障がい者に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行うサービスです。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者や地域生活が不安定な障がい者等に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性により生じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行うサービスです。

【第6期計画の見込量・実績】

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
計画相談支援	見込量	利用者数	35人/月	36人/月	37人/月
	実績	利用者数	38人/月	40人/月	40人/月
地域移行支援	見込量	利用者数	2人/月	4人/月	4人/月
	実績	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
地域定着支援	見込量	利用者数	1人/月	5人/月	7人/月
	実績	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月

「計画相談支援」については各年度計画を上回りました。「地域移行支援」「地域定着支援」では利用実績はありませんでした。

【第7期計画期間の見込量】

事業名	単位	令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
計画相談支援	利用者数	41人/月	42人/月	43人/月
地域移行支援	利用者数	1人/月	1人/月	1人/月
地域定着支援	利用者数	2人/月	2人/月	2人/月

事業者との連携を強化し、サービス等利用計画書作成事業所・相談支援事業者を確保し、人材の育成支援・相談事業所の充実を図ることで、サービスの拡大に努めていきます。

## 4 地域生活支援事業

### (1) 地域生活支援事業の内容

地域生活支援事業は、障がい者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて、効率的・効果的な実施が求められる事業です。そのため、市町村は国の定める範囲において、創意工夫を凝らした柔軟な事業を実施することが可能となっています。

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業に分かれています。必須事業は、基本的にすべての市町村で実施が要請されている事業です。任意事業は市町村ごとに実施内容が異なる事業であり、本町では日中一時支援事業、社会参加支援事業、権利擁護支援事業を実施しています。

#### ① 必須事業

サービス名	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	地域住民に対して、障がい者等に対する理解を深めるため、教室等の開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がい者やその家族、地域住民が行うピアサポート、災害対策、孤立防止活動、社会活動、ボランティア活動等について支援を行います。
相談支援事業	障がい者等や、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者や精神障がい者が、成年後見制度の申立てをする場合に必要な経費の一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に対して、手話通訳者を派遣する事業や要約筆記奉仕員を派遣する事業、また、手話通訳者を設置する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。
日常生活用具給付等事業	障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するサービスです。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者が、意思の伝達や社会参加するための手話奉仕員の養成講座を実施します。

サービス名	サービスの内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター事業	地域の実情に応じた創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

## ②任意事業

サービス名	サービスの内容	
日中一時支援事業	放課後等デイサービスや日中一時支援事業所等の空いたスペースを利用して障がい者（児）の預かりや見守りを行い、日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。	
社会参加支援事業	自動車運転免許取得助成事業	障がい者が就労等のために自動車運転免許を必要とし、普通自動車運転免許を取得した場合に、その取得に要した経費を助成します。
	自動車改造費助成事業	重度身体障がい者の就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の操行装置及び駆動装置の改造に要する経費を助成します。
	福祉車両購入費助成事業	また、身体障がい者または介護を行う方が運転し、身体障がい者が乗降しやすい座席を有している車両、または車いす等のまま乗降できる装置を設けた車両の購入に要する経費の一部を助成します。
権利擁護支援事業	障がい者虐待の被虐待者を緊急一時保護するための居室確保や虐待の未然防止・早期発見等適切な支援のために関係団体等の協力体制を整備します。	

## (2) 地域生活支援事業の実績及び見込量

### ① 必須事業

#### ■ 地域生活支援事業(必須事業)の実績値及び見込量

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
相談支援事業							
障害者相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	有	有	有
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	件/年	1	1	1	1	1	1
手話通訳者設置事業	件/年	0	0	0	0	0	0

#### ■ 地域生活支援事業(必須事業)における見込量の確保の方策

- 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業については、障がい者の地域生活への移行状況、生活実態及びニーズ等を考慮しながら、必要な事業を実施します。
- 相談支援事業については、社会福祉法人 閑谷福祉会に事業委託しています。支援センターでの相談体制の周知を行い、事業の認知を広めていきます。また、備前市と共同で設置している自立支援協議会を活用し、相談支援事業を効果的に実施するために、関係機関との連携を強化します。
- 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業については、障がい者の生活実態及びニーズ等を十分に考慮しながら、広報や相談支援事業等を通じて、必要な人への周知と利用促進に努めます。

○意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業について、岡山県要約筆記団体連絡会に委託し、要約筆記奉仕員の派遣を実施しています。また、手話通訳者についても岡山県聴覚障害者福祉協会へ委託しています。今後も必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、事業の周知を図ります。

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	1	0	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	2	0	0	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	1	2	0	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	1	3	3	3	3
排せつ管理支援用具	件/年	415	434	600	500	500	500
住宅改修費	件/年	0	1	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	養成講習修了者数	0	0	0	1	1	1
移動支援事業	人	336	288	300	310	310	310
	時間/年	1,067	772	717	800	800	800

○日常生活用具給付等事業については、事業者と調整しながら、利用希望者一人ひとりの状況にあわせた適切な用具の給付に努めるとともに、町の窓口や相談支援事業所等を通じて、必要な人への周知と利用促進に努めます。

○移動支援事業については、移動手段の確保に関するニーズの高まりを踏まえ、安定したサービスの確保とサービスの質の向上を図ります。

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
地域活動支援センター	か所	1	1	1	1	1	1
	人/年 (延人数)	591	562	573	580	580	580

○地域活動支援センターについては、社会福祉法人 閑谷福祉会に事業委託しています。今後も、障がいのある方が気兼ねなく足を運べ、センター内での交流や生活実態及びにニーズ等話せる場をなるべく十分に考慮しながら、既存事業所の安定した運営を引き続き支援するとともに、事業の充実に務めます。

## ②任意事業

### ■地域生活支援事業(任意事業)の実績値及び見込量

サービス種類	単位	第6期実績値			第7期見込量		
		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
日中一時支援事業	人	3	3	4	5	5	5
	か所	12	12	12	12	12	12
社会参加支援事業							
自動車運転免許取得助成事業	件/年	0	0	0	0	0	1
自動車改造助成事業	件/年	1	0	0	0	0	1
福祉車両等購入助成事業	件/年	0	0	0	0	0	1
権利擁護支援事業							
障がい者虐待防止対策支援	件/年	0	0	0	0	0	0

### ■地域生活支援事業(任意事業)における見込量の確保の方策

- 日中一時支援事業については、日中の居場所に対するニーズの高まりを踏まえ、地域で安心して生活ができるよう必要量を見込むとともに、適切なサービスの実施に努めます。
- 社会参加支援事業は、障がい者が地域で自立した生活を送るために必要な事業であるため、現状通り実施していきます。
- 障害支援区分認定等事務について、障害福祉サービスの円滑な利用に資するため、障害支援区分認定審査会を定期的に開催し、障害支援区分認定調査及び医師意見書作成並びに審査会運営に関する事務を行います。

## **第4部 第3期障がい児福祉計画**

# 第1章 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援を行うには、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障がい児のライフステージに応じて、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があります。障がい児が障がい児支援を利用することで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

障がい児への支援の提供体制にあたっては、計画の基本理念、基本的な考え方を踏まえ、次の事項に配慮して数値目標を設定し、計画的な整備をおこないます。

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所設置</li> <li>●保育所等訪問支援を利用できる体制の確保</li> <li>●児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築</li> <li>●主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村または各圏域に少なくとも1か所確保</li> <li>●医療的ケア児支援の協議の場（各都道府県、各圏域、各市町村）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</li> </ul>
------------	--

指標	目標値	考え方
【目標】 児童発達支援センターの設置数	1か所	近隣の備前市と共同で設置
【目標】 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	2か所	近隣市にある事業所との連携を強化し体制の構築を図る
【目標】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置数	2か所	近隣市にある事業所との連携を強化し、サービス提供事業所を確保する
【目標】 医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	1か所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児支援の協議の場を近隣市町と連携して設置する</li> <li>・研修を受けた相談員をコーディネーターとして配置する</li> </ul>

# 1 障がい児通所支援等の内容

サービス名	サービスの内容
児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行います。
医療型児童発達支援	障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行います。町内には該当施設はありませんが今後取組について検討します。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することで自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障がい児施設で指導経験のある児童指導員や保育士などが、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、モニタリングを行うなどの支援を行います。

## 2 障がい児通所支援等の実績及び見込量

見込量の算出にあたっては、第6期計画期間中の利用の動向と、支援を必要とする児童の増加傾向から見込量を算出しています。

令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までの各年度におけるサービスの種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

### ■障害児通所支援等の実績値及び見込量

事業名	見込量・実績	単位	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
児童発達支援	見込量	利用日数	66 日/月	72 日/月	78 日/月
		利用者数	22 人/月	24 人/月	26 人/月
	実績	利用日数	72 日/月	86 日/月	98 日/月
		利用者数	18 人/月	18 人/月	19 人/月
医療型児童発達支援	見込量	利用日数	0 日/月	0 日/月	0 日/月
		利用者数	0 人/月	0 人/月	0 人/月
	実績	利用日数	0 日/月	0 日/月	0 日/月
		利用者数	0 人/月	0 人/月	0 人/月
放課後等 デイサービス	見込量	利用日数	280 日/月	304 日/月	320 日/月
		利用者数	35 人/月	38 人/月	40 人/月
	実績	利用日数	362 日/月	431 日/月	460 日/月
		利用者数	46 人/月	64 人/月	75 人/月
保育所等訪問支援	見込量	利用日数	2 日/月	2 日/月	2 日/月
		利用者数	2 人/月	2 人/月	2 人/月
	実績	利用日数	1 日/月	1 日/月	2 日/月
		利用者数	1 人/月	1 人/月	2 人/月
居宅訪問型児童 発達支援	見込量	利用日数	2 日/月	2 日/月	3 日/月
		利用者数	2 人/月	2 人/月	3 人/月
	実績	利用日数	0 日/月	0 日/月	0 日/月
		利用者数	0 人/月	0 人/月	0 人/月
障害児相談支援	見込量	利用者数	3 人/月	5 人/月	10 人/月
	実績	利用者数	10 人/月	13 人/月	18 人/月

「児童発達支援」については、利用者数は計画を下回っていますが、利用日数は上回っています。「放課後等デイサービス」については、利用者数・利用日数ともに計画を上回っています。

サービス種別	単位	第7期見込量		
		令和6 (2024)年度	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度
児童発達支援	利用日数	100日/月	110日/月	120日/月
	利用者数	22人/月	23人/月	24人/月
医療型児童発達 支援	利用日数	0日/月	0日/月	0日/月
	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
放課後等 デイサービス	利用日数	677日/月	708日/月	748日/月
	利用者数	86人/月	90人/月	95人/月
保育所等訪問支援	利用日数	3日/月	3日/月	3日/月
	利用者数	3人/月	3人/月	3人/月
居宅訪問型児童 発達支援	利用日数	0日/月	0日/月	0日/月
	利用者数	0人/月	0人/月	0人/月
障害児相談支援	利用者数	24人/月	32人/月	43人/月

障がい児の療育及び訓練、日中活動の場について、今後もニーズが高まることを踏まえ、支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう必要量を見込みます。町内に通所できる事業所が乏しいため、近隣の状況を把握する必要もあります。また、町内に開所できる事業所の検討についても課題となっています。

障がい児のサービス利用が増加しているため、相談支援事業所や学校関係、発達障がい支援コーディネーターなどと協力しながら、適切な支援へつなげていく必要があります。



# 資料編

# 1 和気町障害者計画策定委員会設置要綱

## ○和気町障害者計画策定委員会設置要綱

平成18年9月1日  
訓令第52号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に規定する市町村障害福祉計画(以下「障害者計画等」という。)の策定に関し必要な事項を検討するため、和気町障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を町長に答申する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画策定に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 福祉関係者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関等の職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 町の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、民生福祉部健康福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年9月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第2号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年訓令第11号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第5号)

この訓令は、平成28年11月24日から施行する。

## 2 和気町障害者計画策定委員会名簿

役職	氏名	所属
委員長	当瀬 万享	和気町議会
副委員長	杉原 敏彦	民生児童委員協議会
委員	神崎 良一	和気町議会
委員	延藤 美智子	和気町手をつなぐ親の会
委員	大田原 耕一	和気町身体障害者福祉協会
委員	松本 知子	備前市・和気町 精神障害者家族会 もみじの会
委員	頼正 康生	町社会福祉協議会
委員	上田 由美子	閑谷福祉会
委員	厚見 剛	東備地域自立支援協議会
委員	堀部 徹	エスペランスわけ
委員	新田 憲一	町教育委員会
委員	新木 義則	和気町公共職業安定所
委員	藤原 加恵	東備地域生活支援センター
委員	大田原 和子	和気町障害者相談員

### 3 用語の説明

ア行	
育成医療	身体に障がいのある児童（18歳未満）で、その身体障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供され、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費を支給する制度。
医療的ケア児	人工呼吸器を装着している等、日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児。または、重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している重症心身障がい児。
インクルーシブ教育	「子どもたちは一人ひとりが多様である」ということを前提に、障害のあるなしにかかわらず、誰もが望めば自分に合った配慮を受けながら、地域の通常教育で学ぶことをめざす教育理念と実践プロセスのこと。
SDGs (エス・ディー・ジーズ)	「Sustainable Development Goals」の略で、日本語では「持続可能な開発目標」と訳される。持続可能な世界を実現するために、国連加盟 193 国が平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの 15 年間で達成するために掲げた目標で、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された。「すべての人に健康と福祉を」など 17 のゴール（目標）と 169 のターゲット（より具体的な目標）から構成されている。
SNS	Social Networking Service の略。個人間のコミュニケーションにより社会的なネットワークを構築するインターネットを利用したサービスのこと。
カ行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関のこと。総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組及び権利擁護、虐待防止等を行う。
更生医療	身体障がい者（18歳以上）で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供され、更生のために必要な自立支援医療費の支援を行う制度。
合理的配慮	個別の状況に応じて講じられるべき措置であり、例えば、乗り物への乗車にあたっての手助けや、筆談、読上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション対応、段差の解消のための渡し板の提供等が考えられる。
サ行	
サービス提供事業者	指定機関（都道府県・市町村）から指定を受け、障害福祉サービス事業を提供する民間の事業所のこと。
作業療法士	身体や精神に障がいのある人、またはそれが予測される人に対して、手先や目の動きなどの応用的動作能力または適応能力の回復や維持及び開発を促すことを目的に、作業活動を用いて援助を行う専門職のこと。
社会福祉協議会	社会福祉法に規定され、公私関係者の参加協力を得て、組織的活動を行い、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体。市町村のすべてに設置され、福祉活動専門員が配置されている。

社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された、ソーシャルワーク専門職の国家資格。社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって身体上若しくは精神上の障がいがあることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う。
重症心身障がい児	重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態にある子ども。
手話通訳者／手話奉仕員	手話通訳者は民間機関が実施する「手話通訳者全国統一試験」に合格し、都道府県に認定された人のこと。手話奉仕員は市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了した人のこと。いずれも聴覚障がいのある人を、手話によるコミュニケーションで支援する。
障害基礎年金	病気やケガなどで、法律で定められた1級または2級の障がいの状態になったときに支給される年金のこと。
障害者差別解消法	障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、すべての国民が障がいの有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的とした法律。
障害者相談員	本人またはその家族等から構成され、様々な相談に応じて必要な指導を行うとともに、障がいのある人の地域活動の推進、関係機関の業務に対する協力などを行う相談員のこと。
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人に支給する手当のこと。
情報アクセシビリティ	年齢や障がいのあるなしに関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
ジョブコーチ	職場適応援助者とも呼ばれ、障がいのある人が職場で仕事を遂行するために必要な支援や、職場内のコミュニケーションの支援、事業主に対するアドバイスなどを行う人のこと。
自立支援医療	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。障がいの程度により1級から7級の等級が記載される。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健福祉法に基づいて交付され、各種支援策を受けられる者であることを確認する証票。統合失調症、躁うつ病、中毒性精神病等が対象となる。障がいの程度により1級から3級の等級が記載される。
精神通院医療	統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う制度。
成年後見制度	家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人や保佐人等が、判断能力が十分でない人（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）を保護するため、財産管理等を行う制度。
夕行	

地域活動支援センター	地域で暮らす障がい者等の日常生活の相談や支援・地域交流活動などを行うことにより、地域での自立及び社会参加の促進を図る施設。
地域生活支援拠点	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。
地域生活支援事業	障がいのある人の自立した日常生活や社会生活などを支えるため、都道府県や市町村が行う事業のこと。全国一律に実施される必須事業と、都道府県や市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて行う任意事業がある。
地域包括ケアシステム	高齢者が地域で自立した生活が営めるよう、介護、予防、医療、生活支援、住まいが一体的に切れ目なく提供される体制の整備をめざしたシステムのこと。
地域防災計画	災害対策基本法の規定に基づく計画であって、町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体防災上重要な施設の管理者（企業等）、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とし、地震災害への対処に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧実施等の地震災害への対処に関する措置を定めたもの。
特別支援教育コーディネーター	学校内、または福祉・医療等の関係機関との間の連絡調整役として、あるいは、保護者に対する学校の窓口の役割を担う者として学校に配置する教育的支援を行う人のこと。
特別障害者手当	20歳以上の在宅で生活している重度障がい者であって、常時介護を必要とする人に支給する手当
ナ行	
難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。平成27（2015）年1月現在、厚生労働省が指定する指定難病は110疾患。同年7月には306疾患、平成29（2017）年4月には330疾患に拡大されている。
ノーマライゼーション	障がい者等を特別視するものではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方。
日常生活自立支援事業	判断能力が十分でない人のため、社会福祉協議会が契約により、各種福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等を行う事業。
ハ行	
発達障がい	平成26（2014）年に発達障害者支援法が施行された。発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されている。
バリアフリー	障がい者等が社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もとは住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者等の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。

ピアサポート	同じ問題や課題、悩みなどをもっている人や、同じような環境にいる人同士が、互いに体験を語り合ったり、支え合ったりすること。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害発生時または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑で迅速な避難のため、特に支援が必要な人のこと。
福祉車両	車いすのまま乗車できたり、ストレッチャーなどで寝た状態のままでも乗車できる車両のこと。
福祉的就労	一般就労が困難な障がいのある人が、各種の就労のための訓練施設や作業所で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある児童を育てた経験があり、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。同じような発達障害のある児童をもつ親に対して、共感性に基づく支援を行う。
マ行	
民生委員・児童委員	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人のこと。「児童委員」も兼ねている。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。
ヤ行	
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。
要約筆記／要約筆記者	聴覚に障がいのある人に対し、会議や授業、会話などの内容を、要約して文字にし、その場で伝えるコミュニケーション支援のこと。要約筆記を行う通訳者のことを要約筆記者という。
ラ行	
ライフステージ	人の一生を乳幼児期、学齢期、成年期などにわけたそれぞれの段階。
理学療法士	理学療法士及び作業療法士法によって創設された国家資格。身体機能の回復を電気刺激、マッサージ、温熱その他理学的な手段で行う。
リハビリテーション	障がい者等の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障がい者等のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がい者等の自立と参加を目指すとの考え方。
療育	障がいのある児童の障害を軽減し、自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導をあわせて行うこと。
療育手帳	児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判断された者に対して交付される証票。知的障がい児（者）に対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的とする。交付される手帳には、障がいの程度により重度の場合は「A」、中度・軽度の場合は「B」と記載される。
臨床心理士	臨床心理学に基づく知識や技術を用いて、精神疾患や心理的な問題の助言、改善を支援する専門職種のこと。

**和気町第3次障がい者計画  
第7期障がい福祉計画  
第3期障がい児福祉計画**

---

令和6年3月 発行

---

発行：和気町

編集：健康福祉課 障害福祉班

住所：〒709-0495

岡山県和気郡和気町尺所 555

TEL：0869-93-3681

---